

使用料等見直しに係る改正条例案を9月議会に提出

令和4年8月25日

京丹後市役所

1 趣旨

現在の京丹後市の公共施設等の使用料等は、その多くが合併前（旧町）の状況であり、類似の施設や町域間で不均衡となっていることから、京丹後市として統一した考え方で整理するため、令和4年9月定例会に使用料等の条例改正案を提出します。

2 条例改正数等

議案数：8議案（改正条例数：47条例）※別紙一覧のとおり

対象施設等：120施設・1手数料

（社会体育施設：57施設、都市公園：3施設、商工業振興施設：3施設、
観光施設：17施設、集会施設：10施設、公民館：3施設など）

3 見直しの経過

年（月）	経 過	備 考
平成16年4月	旧6町合併により京丹後市発足	旧6町の設定金額等を引き継ぐ （旧町の条例規定を京丹後市の条例として引き継ぐ）
平成25年度	見直し検討着手	消費税率10%に引き上げのタイミングを見据えて検討着手
平成26年11月	消費税率『10%』延期	平成29年4月へ延期
平成28年6月	消費税率『10%』再延期	令和元年10月へ再延期
平成30年4月	具体的な見直し検討着手	令和元年10月を見据えて具体的な検討着手
令和元年6月	使用料等の見直し条例案否決	8議案・46条例
令和元年9月	市民広聴会・HPでの意見聴取	峰山町、丹後町、久美浜町で開催（計95人参加）
令和元年10月	消費税率『10%』施行	
令和4年7～8月	市民広聴会・HP等での意見聴取	峰山町、丹後町、久美浜町で開催（計46人参加）

※ 公共施設の市民利用については、令和2年8月から令和5年3月まで新型コロナウイルス感染症の関係で無料開放しています。

4 見直すべき課題と見直しの考え方

【課題】

① 利用時間が各施設で異なっている。

- ・利用する時間区分の設定が不均衡（半日・1日、午前・午後・夜間、空白時間の有無等）
- ・大会やイベントを開催するにも、条例上早朝から貸し付けることができない。（使用できない）

② 使用料設定が各施設で異なっている。

- ・同じような施設でも使用料の額が不均衡

③ 消費税の課税対象だが、その取り扱いが不明確

- ・これまでの消費税率の引き上げに伴って使用料を改正していないため、使用料は実質値下げの状態

④ 減額又は免除の取り扱いが異なっている。

- ・同じ団体が同じ利用目的で利用する場合でも、申込施設によって対応が異なる。
（旧町での取り扱い等を慣例的に踏襲）

見直し

【見直し】

① 施設の利用時間区分の統一

- （1）利用する時間区分を1時間単位の貸出に統一し、使用できない時間帯（昼休みなど）を利用できるようにします。
- （2）利用時間外を利用できるようにします。

② 平均化・統一した使用料設定

- （1）現使用料の1時間あたりの使用料を算出し、類似施設毎に平均化して使用料を設定します。
（現在の使用料額を基準に設定）
- （2）市民以外の利用等については、特別割合を設定します。

③ 外税方式での消費税

- （1）上記見直し②で平均化した使用料（税抜き）に外税方式で消費税分を加算します。

④ 減免基準の統一

- （1）スポーツ施設・貸館施設ともに同じ減免基準で利用目的に着目して減免可否を決定します。
- （2）団体から申請を受け、要件に合致した団体を（仮称）特別支援団体として登録します。

【減免基準（案）】

区分	利用目的
免除	① 市が主催又は共催して利用するとき ② 国又は他の地方公共団体が利用するとき ③ 市内の小学校、中学校、保育所及び認定こども園が教育又は保育を目的として利用するとき ④ 市内の自治会又は地区の公民館が利用するとき ⑤ 中学生以下、半数以上を65歳以上の市民又は障がい者等で構成する団体（（仮称）特別支援団体に登録されている団体）が団体の設立目的に沿った活動に利用するとき
減額 (75%)	⑥ 社会福祉団体、社会教育団体、社会体育団体又は地域住民で組織する自主的な活動を行っている団体（（仮称）特別支援団体に登録されている団体）が団体の設立目的に沿った活動に利用するとき
減額 (50%)	⑦ 市外の小学校、中学校、保育所及び認定こども園等が教育又は保育を目的として利用するとき、又は市内の高等学校が教育を目的として利用するとき

※ 市長特認を別途設定します。資料館など個人単位での入館料等については、障がい者の方の利用は50%減額する予定としています。

5 施行日

公布の日から施行し、令和5年4月1日以後の利用について適用します。

お問い合わせ：総務部財政課
電 話：0772-69-0160
F A X：0772-69-0901
E-mail：zaisei@city.kyotango.lg.jp

(別紙)

議案番号	議案名	改正条例名
124	京丹後市観光情報施設条例等の一部改正について	・京丹後市観光情報施設条例 ・京丹後市集落センター条例 ・京丹後市久美浜婦人センター条例 ・京丹後市久美浜林業センター条例 ・京丹後市久美浜農業センター条例 ・京丹後市久美浜機業センター条例 ・京丹後市久美浜果樹センター条例 ・京丹後市久美浜健康センター条例 ・京丹後市久美浜ぎょそんセンター条例 ・京丹後市久美浜福祉センター条例 ・京丹後市久美浜公会堂条例
125	京丹後市行政財産使用料条例の一部改正について	・京丹後市行政財産使用料条例
126	京丹後市火葬場条例の一部改正について	・京丹後市火葬場条例
127	京丹後市峰山総合福祉センター条例等の一部改正について	・京丹後市峰山総合福祉センター条例 ・京丹後市網野高齢者すこやかセンター条例 ・京丹後市網野社会参加交流ハウス条例 ・京丹後市弥栄生きがい交流センター条例 ・京丹後市やさか老人保健施設ふくじゅ条例
128	京丹後市弥栄農家用貸付住宅施設条例等の一部改正について	・京丹後市弥栄農家用貸付住宅施設条例 ・京丹後市滞在型市民農園施設条例 ・京丹後市漁港管理条例
129	京丹後市弥栄機業センター条例等の一部改正について	・京丹後市弥栄機業センター条例 ・京丹後市織物センター条例 ・京丹後市天女の里交流施設条例 ・京丹後市小町公園条例 ・京丹後市浅茂川温泉静の里条例 ・京丹後市丹後半島森林公園条例 ・京丹後市弥栄あしぎぬ温泉条例 ・京丹後市久美浜豪商「稲葉本家」条例 ・京丹後市かぶと山虹の家条例 ・京丹後市かぶと山公園キャンプ場条例 ・京丹後市てんきてんき村関連施設条例
130	京丹後市法定外公共物の管理及び使用に関する条例等の一部改正について	・京丹後市法定外公共物の管理及び使用に関する条例 ・京丹後市道路占用料徴収条例 ・京丹後市海岸管理条例 ・京丹後市アメニティー久美浜公園条例 ・京丹後市都市公園条例
131	京丹後市立学校体育施設等の利用等に関する条例等の一部改正について	・京丹後市立学校体育施設等の利用等に関する条例 ・京丹後市公民館条例 ・京丹後市いさなご工房条例 ・京丹後市マスターズビレッジ条例 ・京丹後市社会体育施設条例 ・京丹後市アグリセンター大宮条例 ・京丹後市峰山林業総合センター条例 ・京丹後市久美浜湾カヌーセンター条例 ・京丹後市琴引浜鳴き砂文化館条例 ・京丹後市立資料館条例

【参考】貸館施設・スポーツ施設の施設名称毎使用料改定状況

■ 貸館施設

(単位：施設)

状 況	峰山	大宮	網野	丹後	弥栄	久美浜	合 計	構成比
下降	3	2	2			9	16	64%
変更なし							0	0%
上昇	2	2		1	4		9	36%
合 計	5	4	2	1	4	9	25	100%

■ スポーツ施設

(単位：施設)

状 況	峰山	大宮	網野	丹後	弥栄	久美浜	合 計	構成比
下降	11	5	5	7	6	12	46	77%
変更なし			2			1	3	5%
上昇	2	2	2	2		3	11	18%
合 計	13	7	9	9	6	16	60	100%

使用料の見直しについて

【観光施設以外】

京丹後市役所

令和4年8月 総務部 財政課

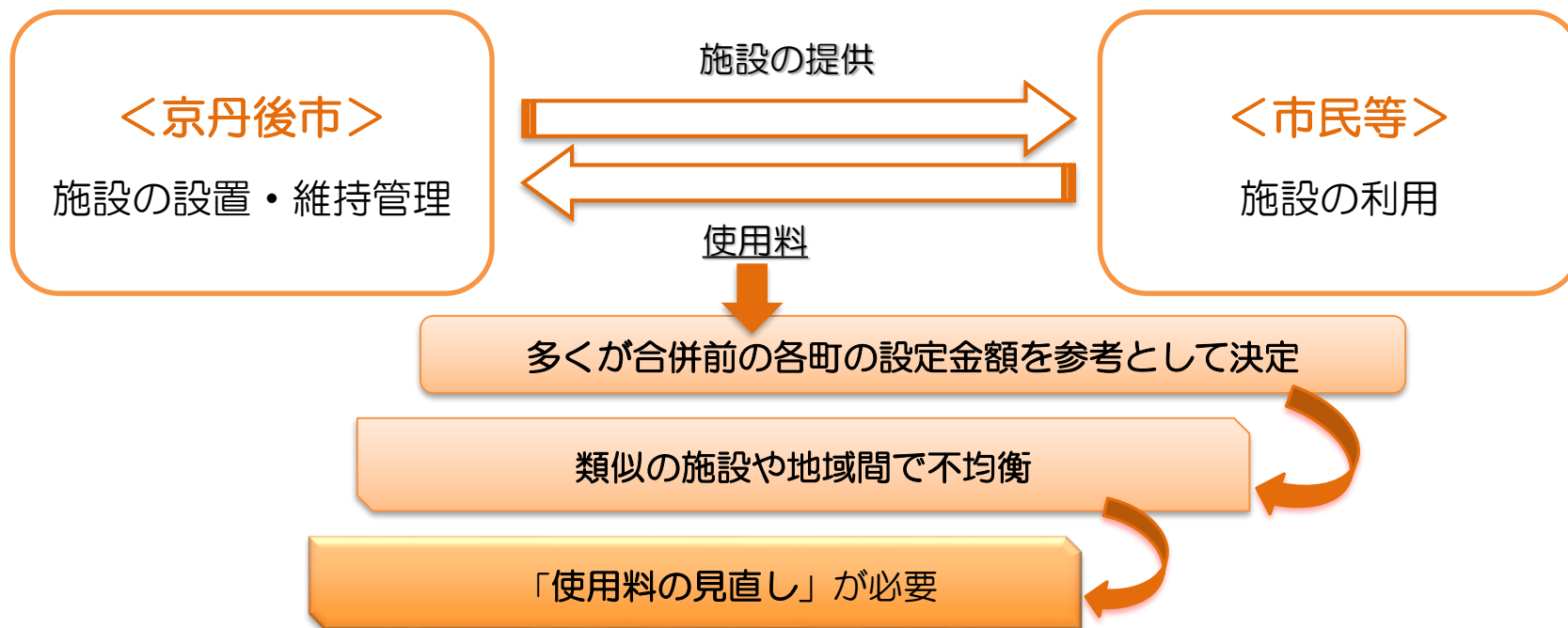
1 現状(その1)

地方自治体では、市民福祉の増進等を目的として、福祉施設、スポーツ・文化施設等を設置し、市民などに利用していただいています。

これらの施設の維持管理には、人件費や光熱水費などの経費が必要であるため、地方自治法の規定に基づき、条例で金額を定めて、利用者から使用料をいただいて、維持管理経費に充てています。

【現状】

本市には、使用料に関する統ルールがなく、現在の使用料の多くは合併協議の中で、合併前の各町の設定金額を参考に決定され、現在まで引き継いでおり、類似の施設や地域間で不均衡となっています。



1 現状(その2)

【地方自治法】 — 根拠法律 —

(使用料)

第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき**使用料を徴収することができる。**

(分担金等に関する規制及び罰則)

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、**条例でこれを定めなければならない。**

【使用料とは】

- ・市町村が設置又は管理する行政財産を特定の者（自然人及び法人）に利用させることにより、その者が受けた受益の対価として「**実費負担的な意味**」で徴収するもの。
- ・使用料は**条例で定めないと徴収することはできない。**
- ・使用料条例には、その金額、徴収の時期、徴収の方法のほか、必要ならば減免の方法等も規定するのが適当
- ・使用料の**減免は、権利の放棄となり議会の議決が必要。ただし、条例で特別の定めがある場合は議決は不要**
- ・使用料は、維持管理費又は減価償却費に充てられる。
- ・公の施設の使用は住民の権利であるが、貧富の差による応能的な差を設けることは適当ではないが、特別な事情のある場合には、減免をなし得る規定を条例中に規定することが適当
- ・指定管理者制度による利用料金は、公の施設の利用の対価であり、公の施設の使用料に相應するもの。
- ・指定管理者制度による利用料金は、**条例の定めるところにより、指定管理者があらかじめ当該地方公共団体の承認を受けて定めることを原則としている。**

出典：逐条地方自治法（学陽書房）、予算の見方・つくり方（学陽書房）、地方公共団体歳入歳出科目解説（ぎょうせい）

※ **使用料（火葬料等の一部を除く）は、消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）の課税対象**

2 見直しの経過(その1)

【経過】

消費税率引き上げに伴う使用料改正を行うにしても、使用料に関する京丹後市の統一したルールがないため、平成25年に**消費税率10%へ引き上げられるタイミングを見据えて使用料等の見直し**の検討に着手し、令和元年6月**定例会に提案したが否決**となった。その結果を受けて、市民広聴会等を開催し、そこで頂いた御意見等を踏まえ、**再度見直しを検討**しているものです。また、現在の行財政改革大綱（総合計画「基本計画」施策30）においても、引き続き適正な受益者負担及び減免の運用方法の見直しを取組項目として掲げています。

年(月)	経 過	備 考
平成16年4月	旧6町合併により京丹後市発足	旧6町の設定金額等を引き継ぐ (旧町の条例規定を京丹後市の条例として引き継ぐ)
平成18・20・21年	所管部局内で見直し	集会施設、温泉施設、学校体育施設、社会体育施設、地域公民館、観光情報施設(駅舎)
平成25年度	見直し検討着手	消費税率10%に引き上げのタイミングを見据えて検討着手
平成26年4月	消費税率『8%』施行	水道、病院関係等の料金は改正
平成26年11月	消費税率『10%』延期(1年半延期)	平成29年4月へ延期
平成26年12月	第3次行財政改革大綱議会承認	計画期間：平成27年度～令和元年度 ※期間を令和2年度まで1年間延長(平成30年12月)
平成28年6月	消費税率『10%』再延期(2年半延期)	令和元年10月へ再延期
平成30年4月	具体的な見直し検討着手	令和元年10月を見据えて具体的な検討着手
令和元年6月	使用料等の見直し条例案否決	8議案・46条例
令和元年8月	各委員会から意見聴取	有識者会議、まちづくり委員会、区長連絡協議会、行財政改革推進委員会
令和元年9月	市民広聴会・HPでの意見聴取	峰山町、丹後町、久美浜町で開催(計95人参加)
令和元年10月	消費税率『10%』施行	水道、病院関係等の料金は改正
令和2年8月	公共施設無料開放	令和2年8月～令和4年3月 ※期間を令和5年3月まで1年間延長(令和4年2月)
令和3年2月	行財政改革大綱(総合計画「基本計画」施策30)議会承認	計画期間：令和3年度～令和6年度

2 見直しの経過(その2)

【平成26年2月27日】平成26年度予算審査特別委員会

(問)消費税に対する行政としての姿勢、考え方は？

(答)適正な転嫁は自治体に求められているが、過去も特段の料金値上げはしていない、合併の時にもそういった論議なしにそのまま来たことから、今、内税5%ということですが、**いきなりそれを8%にするという根拠を持ち合わせていないため、十分、今後コストの関係も踏まえて検討**しながら、消費税のことについては検討してまいりたい。

(問)やるときはしっかりやっていないと、財政的に十分余裕があればですが、4分の1しか自主財源がないため、今後、もう少し検討されるべきだと思うが、再度の答弁を。

(答)次期10%に向けてということではないが、いわゆるコストの考えに対して、それから最終的な仕入れという意味での原価が消費税も変わっているため、それらも含めて計算し、また、他市の動向も見ながら検討してまいりたい。

【令和2年12月9日】令和2年12月定例会一般質問

(問)昨年6月議会で、第3次行財政改革大綱を踏まえた使用料・手数料の見直しを提案され、類似の施設でも使用時間や料金形態が地域ごとに違うなど、課題があったと思います。そういったことも含めて否決となったわけであります。この見直しについては、いずれにしても避けて通れない、必ず見直していく必要があるのではないかと感じています。受益者負担、税の公平性を担保する意味からも、利用者から利用料を徴収し、施設の管理をしていくべきであるとするが、市の見解は。

(答)しっかり精査して、改めて整理を行う必要があると考えています。消費税が変わってきているにも関わらず、合併以降特段の大きな変更はしていない。あるいは長期間のアンバランスというのも、旧町から引き継いだ時点のものが残っているというようなこともあります。色々なことで公共施設を横断的に見ながら検討を加えて、どうあるべきだということについて精査をしなければならないことは、消費税は目の前の問題としてあるわけで、早々の課題としてまさにしていかなければならないと思っています。出来れば、**来年度にかけて検討を行って、来年度の遅くならない時期に条例として提案出来ればいいかな**ということで準備を進めたい。そのような腹づもりでいるところでございます。

【行財政改革大綱（総合計画「基本計画」施策30）】

③公共施設等の効率的・効果的な管理

○使用料等の**受益者負担が適切かどうか検討**するとともに、**減免についても公平な運用**となっているかを精査するなど、必要に応じて**見直し**を行います。

(参考) 令和元年度の状況(その1)

【令和元年6月定例会提案説明(抜粋)】

本市における使用料等に関しては、その多くが合併協議の中で、旧6町の金額を参考に設定されるとともに、条例規定につきましても、基本的には旧町の条例を引き継ぎ、現在まで、そのような状況となっています。

各施設の現状につきましては、ご承知のとおり、多くが旧町で整備されたもので、合併後満15年を経過する中、老朽化している施設も多く、維持管理経費についても、増加傾向にあります。

本市では、合併により多くの公共施設を保有し続けることは財政的にも困難なことから、第2次の行財政改革の取組として平成24年9月に「公共施設の見直し方針」を策定するとともに、平成25年5月には「公共施設見直し計画」を策定し、公共施設の見直しを進めているところでございます。

また、平成27年度からの第3次京丹後市行財政改革大綱の「第4節 持続可能な財政運営」の中で「受益者負担の適正化」を明記しており、使用料や手数料の受益者負担について適正な負担への見直しをすることとなっています。

このため、平成30年度早々から使用料等の見直しの考え方の整理に着手し、各施設の維持管理に要する経費の算出、利用者負担の在り方を検討するとともに、合わせて、本年10月から予定されています消費税率の引上げを見据え、消費税の適正転嫁についても、原則、外税方式とすることで検討を進めてまいりました。

こうした経過の中で、今回、所管部局ごとに8つの議案にまとめてご提案しているものでございますが、今回の条例改正の大きなポイントとしましては、**(1)条例規定の表現の統一化、(2)施設の利用時間の統一化、(3)使用料への消費税転嫁の原則、外税方式など**となっています。

使用料につきましては、**(4)現在の使用料等に比べ急激な増加とならないように、現在の使用料の1.5倍までを原則に置きながら改定**するとともに、併せて**(5)使用料等の減免についての基準につきましても、これは各規則での規定となりますが、統一化を図る**こととしております。

なお、今後の使用料・手数料の見直しにつきましては、概ね3年ごとを目途に見直しの検討を行う予定としております。

(1) 条例規定の表現統一

- ・使用料の納付時期、減免、不還付規定等の文言統一

(2) 施設の利用時間区分の統一

- ・原則として、利用時間区分を午前(8:30(9:00)~12:30)、午後(12:30~17:00)、夜間(17:00~22:00)の3区分に統一

(3) 消費税の転嫁

- ・入浴料等を除き外税方式により消費税を転嫁

(4) 使用料改定

- ・各施設の管理運営に係る維持管理経費などの原価に対して、施設の性質等を考慮し、利用者の負担割合に応じた使用料を設定(原則、現状の1.5倍まで・一部貸館施設の使用料は1/2 など)

(5) 減免基準の統一 ※規則

【免除(5区分)】

- ① 市が主催又は共催して利用 ② 国又は他の地方公共団体が利用
- ③ 市内の小中学校、認定こども園等が利用
- ④ 中学生以下で構成する団体が利用 ⑤ 自治会又は公民館が利用

【減額75%(1区分)】

- ⑥ 自主的な活動を行っている団体等が利用
- ※10人以上で組織し、活動実態があるとともに、団体の規約、会員等からの会費徴収等自主的な財源を確保している団体

【減額50%(1区分)】

- ⑦ 市外の小中学校等又は市内の高等学校が利用

【市長が認める額】

- ⑧ 市長が特に必要と認めるとき

※総合体育大会及び文化祭等の1月前からの練習又は準備・ボランティア活動の当日及び前日準備 など

(参考) 令和元年度の状況(その2)

【主な意見】委員会、市民広聴会等

区分	意見の要旨
見直しの進め方	・市民の目線でみて、丁寧に、時間をかけて取り組む必要がある。 ・色々な人に色々な形で説明して、理解を得る必要がある。 ・<u>見直し案をまとめた段階で説明会を開くべき。</u> ・<u>現在使用されている団体などから、多くの意見があることについては、きっちり配慮しながら進めるべき。</u> ・<u>消費税を転嫁したいのか、課題が多くある中で主旨がわかりにくい。一つ一つ解決していくべきでは。</u>
使用料設定	・消費税は転嫁する必要がある。消費税の増税分を市税等で負担するのはおかしい。それによって、他のサービスが制限される。 ・2時間未満利用を1/2とすると、同じ時間であっても料金は異なる。<u>時間単位で貸してほしい。</u> ・温泉施設等観光施設で、実際に使用するのが観光客で、維持管理経費が増えている中で、使用料を上げないと市税等の負担が増えることはおかしい。 ・公共施設はコミュニティの中心であることを考え、料金設定を考えるべき。 ・使用料は必要と思うが安価に願いたい。 ・<u>利用者が利用しやすい料金に設定してください。</u> ・使用料が高額となると厳しい、体育館は安い、ホール、センターになると高くなる。 ・<u>利用時間区分の全ての時間を使用している訳ではないので、使用料を考えてもらいたい。</u> ・利用していない人の立場からすると、払うべきである。
減免基準	・<u>中身を見た上で、8人だろうが10人だろうが減免してあげるのが筋かなと思います。</u> ・会議室の利用申込の際に、こちらから申請したら安くなる現状がある。 ・公民館では、減免される団体や減免されない団体があり疑問を持っていた。減免がある団体は活動日数を増やす一方で、減免のない団体は、活動回数を減らすという現状がある。 ・10人以上というのを考えていただきたい。 ・不公平感を是正するというのは、大変労力を要しますが、これはやるべきだと思います。 ・<u>団体要件の10人以上、会則、会費を徴収しているとか、細かい基準となっており、団体側と市側にしても煩雑となるため見直しをして、出来れば外形的なことで減免が受けられる形で行っていただきたい。</u> ・75%減額の基準が明確でない。<u>市の施策とは何か、より明確化していただきたい。</u> ・ボランティアだったら減免を認めてほしい。 ・<u>基準について公平性を確保しつつ線引きが必要である。</u> ・<u>総合体育大会の免除については、今までどおり2月前でお願いしたい。</u> ・個人単位での入館料等については、障がい者免除を考えてほしい。 ・与謝の海支援学校に行っている子どもは、やむを得ず行っている。市内ではないが、実情として、子供達の夏休み利用があるため、その辺について配慮すべき。

※ 委員会：有識者会議、まちづくり委員会、区長連絡協議会、行財政改革推進委員会

3 見直すべき課題

課題①

利用時間が各施設で異なっている。

条例

- ・ 利用する時間区分の設定が不均衡（半日・1日、午前・午後・夜間、空白時間の有無等）
- ・ 大会やイベントを開催するにも、条例上早朝から貸し付けることができない。（使用できない）

課題②

使用料設定が各施設で異なっている。

条例

- ・ 同じような施設でも使用料の額が不均衡

課題③

消費税の課税対象だが、その取り扱いが不明確

条例

- ・ これまでの消費税率の引き上げに伴って使用料を改正していないため、使用料は実質値下げの状態

課題④

減額又は免除の取り扱いが異なっている。

規則

- ・ 同じ団体が同じ利用目的で利用する場合でも、申込施設によって対応が異なる。
（旧町での取り扱い等を慣例的に踏襲）

【条例と規則】

条例：議会がその議決により、地方公共団体の事務に関して制定するもの。

規則：地方公共団体の長がその権限に属する事務について制定するもの。

【減額又は免除】

子ども、高齢者、障がい者の方への配慮や、文化・スポーツ振興、地域振興といった目的により、使用料を減額又は免除（減免）するもの。

※ 減免することができる旨を条例に規定し、具体的なことを規則で定めることとしています。

4 見直しの考え方

※観光施設は、それぞれの施設の特色等もあることから、別資料で整理しています。

見直し①

施設の利用時間区分の統一

条例

- ・利用者の利便性を考慮し、利用時間の見直しも含め、市として統一した考え方で整理

見直し②

平均化・統一した使用料設定

条例

- ・類似施設の現使用料を基準として、貸館施設は部屋の面積に応じて分類し、それらを平均化して使用料を設定

見直し③

外税方式での消費税

条例

- ・上記見直し②で平均化した使用料（税抜き）に外税方式で消費税分を加算

見直し④

減免基準の統一

規則

- ・利用者負担の公平性を確保する上でも、統一した考え方で整理（必要最小限とすべきことを考慮）

5 見直し① 利用時間区分の統一（その1）

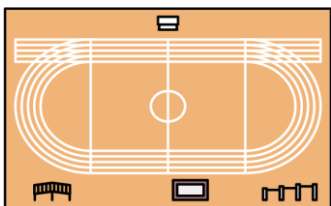
条例

課題①

利用時間が各施設で異なっている。

- ・ 利用する時間区分の設定が不均衡（半日・1日、午前・午後・夜間、空白時間の有無等）
- ・ 大会やイベントを開催するにも、条例上早朝から貸し付けることができない。（使用できない）

【例1】スポーツ施設



利用時間開始前は
使用できない

12:00～13:00
17:00～18:00
は使用できない

利用時間	利用時間区分1	利用時間区分2	利用時間区分3
8:30～22:00	午前(8:30～12:00)	午後(13:00～17:00)	夜間(18:00～22:00)

施設によって利用時間
区分が異なる

【例2】貸館施設



利用時間	利用時間区分1	利用時間区分2	利用時間区分3
9:00～22:00	午前 (9:00～12:30)	午後 (12:30～17:00)	夜間 (17:00～22:00)
8:30～22:00	午前 (8:30～12:30)	午後 (13:00～17:00)	夜間 (17:30～22:00)
8:30～22:00	4時間未満 (～18:00)	4時間以上 (～18:00)	夜間 (18:00～22:00)
9:00～22:00	昼間1回	—	夜間 (18:00～22:00)

5 見直し① 利用時間区分の統一(その2)

条例

見直し①

施設の利用時間区分の統一

- ・利用者の利便性を考慮し、利用時間の見直しも含め、市として統一した考え方で整理

(1) 利用する時間区分を1時間単位の貸出に統一し、使用できない時間帯（昼休みなど）を利用できるようにします。

(2) 利用時間外を利用できるようにします。

(1) 統一後の利用時間区分

【スポーツ施設（社会体育施設、都市公園）】

分類	利用時間	利用時間区分(全日)	照明使用料
①	8:30～22:00	1時間につき	1時間につき
②	8:30～17:00		—

※グラウンド、テニスコート及びゲートボール場については、峰山総合公園テニスコートと同様に新たに照明使用料を設定

※都市公園の利用時間開始は9:00～ ※久美浜湾力ヌーセンターについては、現状どおり

【貸館施設（農林水産施設、商工施設、集会施設、公民館、生涯学習施設、介護・老人福祉施設）】

分類	利用時間	利用時間区分(昼間)	利用時間区分(夜間)
③	8:30～22:00	1時間につき(8:30～18:00)	1時間につき(18:00～22:00)
④	9:00～22:00	1時間につき(9:00～18:00)	

※網野高齢者すこやかセンターの利用時間は10:00～19:00 ※網野社会参加交流ハウスの利用時間は10:00～22:00

※弥栄生きがい交流センターの利用時間は8:30～17:00

(2) 利用時間外の利用

利用時間外の利用が見込まれる施設については、利用可能とします。（貸館施設の利用時間外使用料は、夜間区分の使用料）

6 見直し② 使用料設定(その1)

条例

課題②

使用料設定が各施設で異なっている。

- ・ 同じような施設でも使用料の額が不均衡

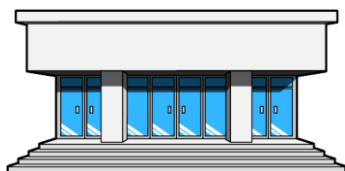
【例1】貸館施設



施設	A施設	B施設
面積等	集会場98㎡	集会場112㎡
使用料	昼間(4時間未満)450円 昼間(4時間以上)750円 夜間 750円	無料

同じような面積でも使用料は異なる

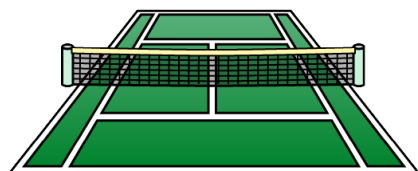
【例2】貸館施設



施設	C施設	D施設
面積等	和室26㎡	和室30㎡
使用料 (冷暖房料)	午前 600円 (1,000円) 午後 800円 (1,300円) 夜間1,200円 (1,500円)	午前 600円 (300円) 午後 800円 (400円) 夜間1,000円 (500円)

冷暖房料も施設によって様々(現状は1/2~10/3)

【例3】スポーツ施設



施設	E施設	F施設
使用料	午前・午後 200円 ※市外者が利用する場合は、 2倍に相当する額	無料

市民以外使用料の設定がある施設とない施設が混在

6 見直し② 使用料設定(その2)

条例

見直し②

平均化・統一した使用料設定

- ・類似施設の現使用料を基準として、貸館施設は部屋の面積に応じて分類し、それらを平均化して使用料を設定

※前回、施設の維持管理等に必要な費用を算出し、利用者と市の負担割合に応じた使用料を設定

- (1) 現使用料の1時間あたりの使用料を算出し、類似施設毎に平均化して使用料を設定します。(現在の使用料額を基準に設定)
- (2) 市民以外の利用等については、特別割合を設定します。

(1) 使用料の平均化

■ 算定式(基本)

新使用料(1時間につき) = 現使用料 ÷ 現時間区分 ÷ 1.10(消費税)

※ 貸館施設については、類似施設の現行面積を基準として1時間あたりの使用料の平均で新使用料を設定

※ 貸館施設の夜間区分を18時以降に統一し、現在の夜間使用料を基準として新使用料を設定

※ スポーツ施設照明使用料(1時間につき) = (現夜間区分使用料 - 現午前区分使用料) ÷ 現夜間区分時間 ÷ 1.10(消費税)

- ① 類似施設の現行面積を基準として部屋を分類
(~50㎡・51~100㎡・101~150㎡・151~200㎡・201㎡~ など)

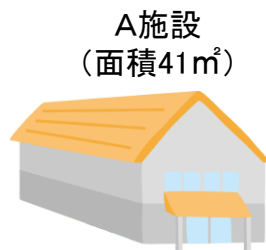
- ② 使用料(1時間あたり) = 現使用料 ÷ 現時間区分
※昼間と夜間でそれぞれ算定

- ③ 新使用料(1時間につき) = ①で分類した部屋の②の総合計 ÷ ①で分類した部屋数 ÷ 1.10(消費税)
※昼間と夜間でそれぞれ算定

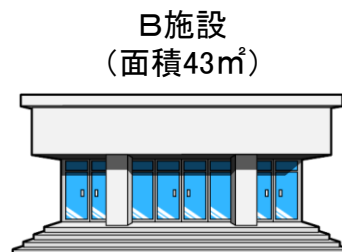
6 見直し② 使用料設定(その3)

条例

【例1】貸館施設



	利用時間区分	現使用料 (税込)
㊦	午前 (8:30~12:30)	1,000円
㊧	午後 (13:00~17:00)	1,000円
㊨	夜間 (17:30~22:00)	1,000円



	利用時間区分	現使用料 (税込)
㊦	午前 (9:00~12:00)	900円
㊧	午後 (13:00~17:00)	1,200円
㊨	夜間 (18:00~22:00)	1,200円

【昼間使用料(1時間あたり)の算定】

㊦1,000円+㊧1,000円=㊩2,000円
 ㊩÷8時間(昼間利用可能時間)=250円

【昼間使用料(1時間あたり)の算定】

㊦900円+㊧1,200円=㊪2,100円
 ㊪÷7時間(昼間利用可能時間)=300円

【夜間使用料(1時間あたり)の算定】

㊨1,000円÷4時間30分(夜間利用可能時間)=222円

【夜間使用料(1時間あたり)の算定】

㊨1,200円÷4時間(夜間利用可能時間)=300円

施設によって、昼間・夜間使用料(1時間あたり)は異なる

類似施設の現行面積を基準として使用料の平均で新使用料を設定

【昼間新使用料(1時間につき)の算定】

5,598円(部屋面積50㎡までの使用料(1時間あたり)の算定総合計)÷29室(部屋面積50㎡までの全部屋数)
 ≒㊫193円(円未満四捨五入)
 ㊫÷1.10(消費税)≒㊬180円(10円未満四捨五入)
 ㊬×1.10(消費税)=㊭190円(10円未満切り捨て)

【夜間新使用料(1時間につき)の算定】

6,045円(部屋面積50㎡までの使用料(1時間あたり)の算定総合計)÷29室(部屋面積50㎡までの全部屋数)
 ≒㊮208円(円未満四捨五入)
 ㊮÷1.10(消費税)≒㊯190円(10円未満四捨五入)
 ㊯×1.10(消費税)=㊰200円(10円未満切り捨て)

6 見直し② 使用料設定(その4)

条例

【貸館施設（農林水産施設、商工施設、集会施設、公民館、生涯学習施設、介護・老人福祉施設）】

面積等 区分	部屋 数	現使用料※1 (1時間あたり・税込)		1時間あたり平均 使用料(税込)※2 〈円未満四捨五入〉 【A】		【A】÷1.10 〈10円未満四捨五入〉		見直し後新使用料(1時間につき)			
								(税別)		(税込)	
		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間 (~18:00)	夜間 (18:00~)	昼間 (~18:00)	夜間 (18:00~)
~50㎡	29室	17~ 400円	75~ 450円	① 193円	④ 208円	② 180円	⑤ 190円	② 180円	⑤ 190円	③ 190円	⑥ 200円
51~ 100㎡	11室	143~ 375円	150~ 500円	214円	235円	190円	210円	190円	210円	200円	230円
101~ 150㎡	3室	111~ 500円	150~ 500円	251円	383円	230円	350円	230円	350円	250円	380円
151~ 200㎡	2室	900~ 1,067円	900~ 1,250円	984円	1,075円	890円	980円	890円	980円	970円	1,070円
201㎡ ~	5室	1,000~ 1,250円	1,000~ 1,600円	1,125円	1,182円	1,020円	1,070円	1,020円	1,070円	1,120円	1,170円
調理室	4室	375~ 400円	333~ 400円	394円	383円	360円	350円	350円※3	350円	380円	380円
大ホール予 備室	1室	75円	80円	75円	80円	70円	70円	70円	70円	70円	70円
集会 施設 ※4	小	37室	無料~ 47円	無料~ 113円	47円	113円	40円	100円	40円	100円	110円
	大	9室	無料~ 79円	無料~ 188円	79円	188円	70円	170円	70円	170円	180円
公会堂	1室	126円	300円	126円	300円	110円	270円	110円	270円	120円	290円

※1 現使用料(1時間あたり)は、現使用料(昼間・夜間)を利用可能時間(昼間・夜間)で除して算定

※2 1時間あたり平均使用料は、現使用料(1時間あたり)の総合計を部屋数で除して算定

※3 昼間使用料が夜間使用料を上回るため夜間使用料で新使用料を設定

※4 弥栄生きがい交流センターを含む

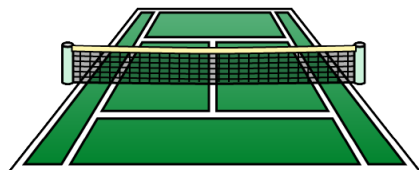
【冷暖房料等の取り扱い】

貸館施設の冷暖房料については、施設によって様々であるため、現金投入式を除き**使用料の2分の1**とします。暖房器具は別途設定します。

6 見直し② 使用料設定(その5)

条例

【例2】スポーツ施設



利用時間区分		現使用料 (税込)
①	午前 (8:30~12:00)	400円
②	午後 (13:00~17:00)	400円
③	夜間 (18:00~22:00)	1,000円

【新使用料(1時間につき)の算定】

●照明使用料の算定

③1,000円-①400円=④600円

④÷4時間(夜間区分時間)=①150円

①÷1.10(消費税)÷②140円(10円未満四捨五入)

②×1.10(消費税)=③150円(10円未満切り捨て)

●使用料の算定

①400円+②400円+③1,000円-④=⑤1,200円

⑤÷11.5時間(終日利用可能時間)

÷④104円(円未満四捨五入)

④÷1.10(消費税)=⑤90円(10円未満四捨五入)

⑤×1.10(消費税)=⑥90円(10円未満切り捨て)

【スポーツ施設(社会体育施設)】

区分		施設数	現使用料※1 (1時間あたり) 【A】	【A】÷1.10 <10円未満 四捨五入>	見直し後新使用料 (1時間につき)	
詳細	分類		(税込) <円未満四捨五入>		(税別)	(税込)
テニスコートA	オムニコート	2施設	④104円	⑤90円	⑤90円	⑥90円
	照明使用料	2施設	①150円	②140円	②140円	③150円
テニスコートB	ハードコート	1施設	52円	50円	50円	50円
	照明使用料	1施設	75円	70円	70円	70円
テニスコートC	ハードコート	2施設	無料	無料	無料	無料
	照明使用料	2施設	125円	110円	110円	120円
グラウンドA	運動公園等	4施設	196~209円	180円	180円	190円
	照明使用料	3施設	300~313円 1,313円※2	280円 1,190円※2	280円 1,190円※2	300円 1,300円※2
グラウンドB	学校体育施設等	35施設	無料	無料	無料	無料
	照明使用料	24施設	375円	340円	340円	370円
体育館A	社会体育館等	4施設	261円	240円	240円	260円
体育館B	バレーボールコート2面	28施設	209円	190円	190円	200円
体育館C	バレーボールコート1面	7施設	104円	90円	90円	90円
ゲートボール場A	専用照明	4施設	104円	90円	90円	90円
	照明使用料	4施設	275円	250円	250円	270円
ゲートボール場B	—	1施設	78円	70円	70円	70円
格技場等	—	6施設	104円	90円	90円	90円

※1 現使用料(1時間あたり)は、終日利用した場合の現使用料を終日利用可能時間で除して算定(専用照明のある施設は、夜間区分使用料から照明使用料を算定)

※2 大宮自然運動公園Aコート(野球コート)

6 見直し② 使用料設定(その6)

条例

(2) 特別割合の設定

① 市民以外の利用

市の施設は、市民の税金等で整備及び維持管理されていることから、**市民以外の方が利用される場合の使用料は、市民利用の2倍**とします。

※市内の事業所又は各種団体の利用者区分は、「市民」扱いとします。

② 入場料を徴収するなど営利目的の利用

営利目的の利用が見込まれる施設については、**営利目的利用の使用料を設定し、市民利用の3倍**とします。

※商品展示、商品説明、商品発表などの販売促進行為など金銭的な利益を得ようとする又はそれに繋がる行為については、「営利」扱いとします。

※貸館施設において、入場料を徴収する場合は、「営利」扱いとします。

③ 年齢区分による利用

大人、小人料金を設定する施設については、**小人料金の対象は小・中学生**とし、使用料は、原則、**大人料金の2分の1**とします。(未就学児は、原則、無料)

④ 団体の利用区分

施設の利用促進を図るために**団体料金を設定する場合は15人以上**とします。

■ 使用料等の定期的な検証と見直し

今回については、様々な社会情勢、経済状況を踏まえる中で、**現在の使用料のアンバランスな状況を早急に解消**することを重点に、**現在の使用料額を基準に平均化して使用料を設定**した。

なお、施設の使用料等については、社会経済情勢及び施設の利用状況等を勘案した上で見直しを図っていくことも必要なため、**原則3年ごと**に定期的な検証及び見直しを行うこととします。

※前回は、各施設の維持管理等に必要な費用を算出し、現状の1.5倍までを基本として利用者と市の負担割合に応じた使用料を設定

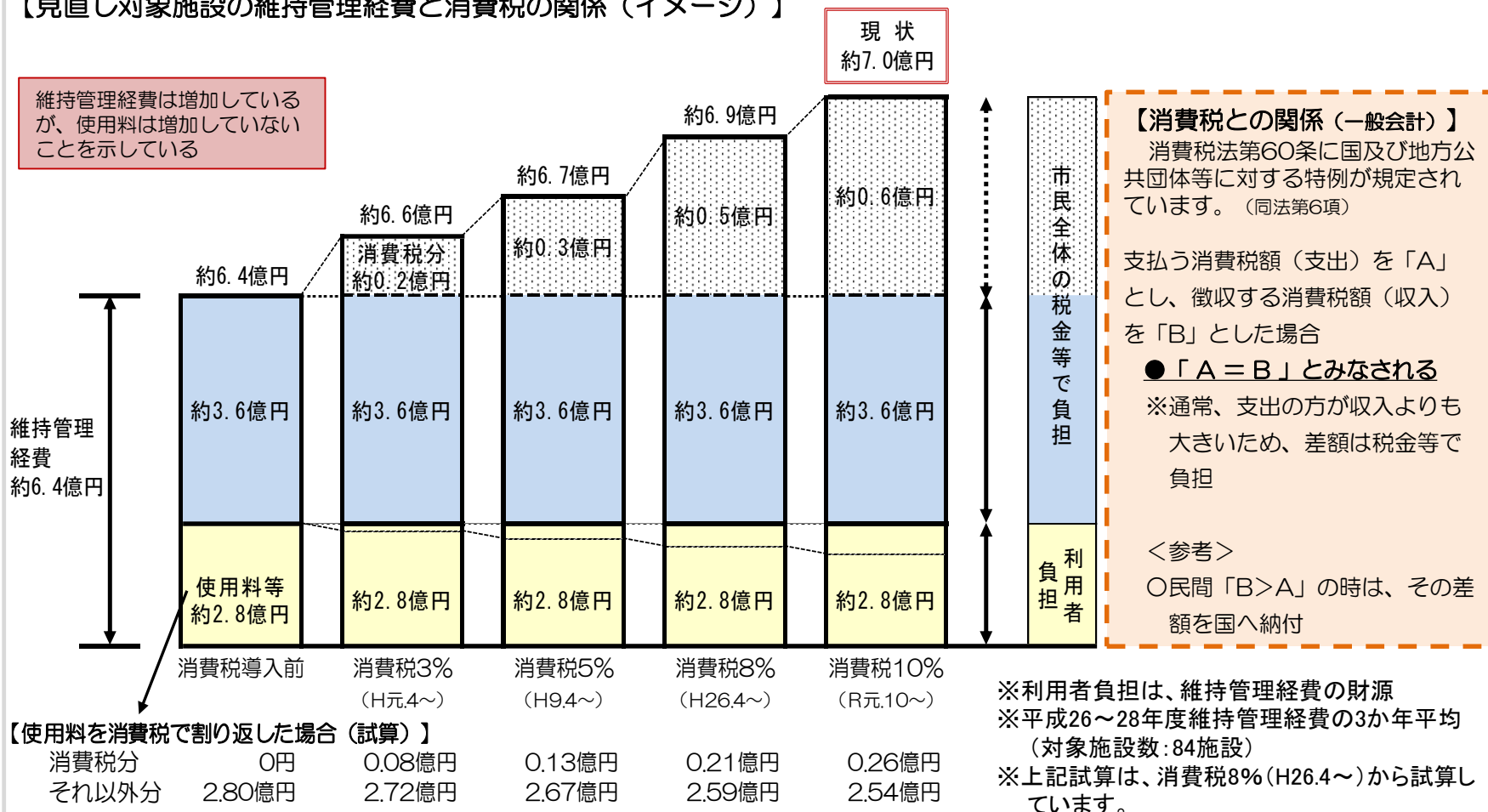
7 見直し③ 外税方式での消費税(その1)

条例

課題③

消費税の課税対象だが、その取り扱いが不明確

- これまでの消費税率の引き上げに伴って使用料を改正していないため、使用料は実質値下げの状態【見直し対象施設の維持管理経費と消費税の関係（イメージ）】



7 見直し③ 外税方式での消費税(その2)

条例

見直し③

外税方式での消費税

- ・見直し②で平均化した使用料（税抜き）に外税方式で消費税分を加算

■ 新使用料 = 使用料（税抜き） × 1.10（消費税）

- ※ 条例に外税で規定することにより、消費税分を加算するとともに、税抜き使用料の明確化
- ※ 消費税分を加算した額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨て
- ※ 利用者の利便性の確保に支障又は収受が煩雑となる駐車料金、現金投入式の冷暖房設備は100円単位で設定（内税）

【国からの要請等】

○平成25年12月4日総行第198号／総務省自治行政局行政課長通知

- ・公の施設の使用料・利用料金等の対応については、消費税（地方消費税を含む。）が、消費者が最終的な負担者となることが予定されている間接税である。
- ・公の施設の使用料については、消費税率引上げに伴い、消費税が円滑かつ適正に転嫁されるよう、使用料の改定に係る条例等の措置を講じられたいこと。

○平成31年4月17日総財務第55号／総務省自治財政局財務調査課長通知

- ・消費税率の引上げに伴う公共料金等の改定について、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処するとの考え方を踏まえ、2019年（平成31年）10月1日に予定されている消費税率の引上げに向け、適切に対処されたい。
- ・地方公共団体であっても、事業を行っている場合、特定事業者に該当することから、各地方公共団体においても、所要の措置を講じることにより、円滑かつ適正に転嫁されたい。

【京丹後市代表監査委員の意見（要旨）】 令和元年6月18日

- 消費税率が上がった時に、使用料等に消費税分が転嫁されなかった経過については、監査委員として承知している。
- 内税として処理されており、使用料等は実質値下げとなっていることも承知している。
- 消費税分を税金で支払っていることについて、これまでから財政面からも適正に転嫁されるよう申し上げてきた。
- 10月に消費税が10%に上げられることについて、国から適正転嫁に対する通知もあり、監査委員としても「適正に転嫁していただきたい」という考えである。消費税10%の転嫁にあたっては、これまで転嫁されていた3%、5%、8%分を控除し使用料等本体分に10%を転嫁していただきたい。

8 見直し④ 減免基準の統一（その1）

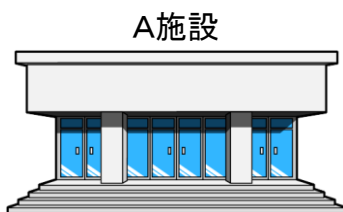
規則

課題④

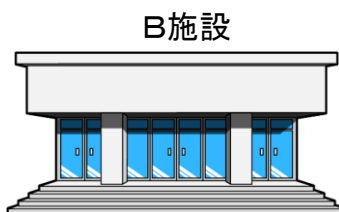
減額又は免除の取り扱いが異なっている。

- ・ 同じ団体が同じ利用目的で利用する場合でも、申込施設によって対応が異なる。
（旧町での取り扱い等を慣例的に踏襲）

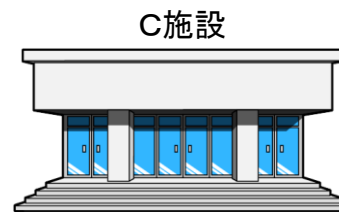
【例】 同じ団体が同じ利用目的で、各施設に申請



免除



減額1/2



減額又は免除なし

【参考】 主な施設の平成30年度団体利用の状況

（単位：回）

施設名称	合計①	免除②	減額③	使用料徴収④	徴収割合 (④/①×100)
八丁浜シーサイドパーク	75	15	0	60	80.0%
峰山途中ヶ丘公園	375	147	2	226	60.3%
大宮社会体育館	921	475	0	446	48.4%
峰山総合公園	651	380	48	223	34.3%
アグリセンター大宮	711	438	85	188	26.4%
峰山総合福祉センター	520	431	0	89	17.1%
峰山・丹後・弥栄地域公民館	4,865	4,312	0	553	11.4%
峰山織物センター	847	820	0	27	3.2%

次頁見直し案

8 見直し④ 減免基準の統一（その2）

規則

見直し④

減免基準の統一

・利用者負担の公平性を確保する上でも、統一した考え方で整理（必要最小限とすべきことを考慮）

- (1) スポーツ施設・貸館施設ともに同じ減免基準で利用目的に着目して減免可否を決定します。
(2) 団体から申請を受け、要件に合致した団体を(仮称)特別支援団体として登録します。

(1) 減免基準（案）

区分	利用目的
免除	① 市（行政委員会、市が設置する附属機関等を含む）が主催又は共催（入場料を徴収する等営利目的は除く）して利用するとき
	② 国又は他の地方公共団体が利用するとき
	③ 市内の小学校、中学校、保育所及び認定こども園が教育又は保育を目的として利用するとき（クラブ活動を含む）
	④ 市内の自治会又は地区の公民館が利用するとき
	⑤ <u>中学生以下、半数以上を65歳以上の市民又は障がい者等で構成する団体（(仮称)特別支援団体に登録されている団体）が団体の設立目的に沿った活動に利用するとき</u>
減額 (75%)	⑥ <u>社会福祉団体、社会教育団体、社会体育団体又は地域住民で組織する自主的な活動を行っている団体（(仮称)特別支援団体に登録されている団体）が団体の設立目的に沿った活動に利用するとき</u>
減額 (50%)	⑦ 市外の小学校、中学校、保育所及び認定こども園等が教育又は保育を目的として利用するとき、又は市内の高等学校が教育を目的として利用するとき
市長が認める額	⑧ 上記に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき

※上記④⑤（65歳以上で構成する団体及び障がい者等で構成する団体）⑥⑦の冷暖房料などは、原則、**減免しない予定**としています。また、アグリセンター大宮の多目的ホールの照明設備及び移動観覧席使用料並びに峰山総合福祉センターのコミュニティホールの移動観覧席使用料（新たに設定）は**50%を減額する予定**としています。

※資料館など個人単位での入館料等については、身体障害者、療育及び精神障害者保健福祉手帳を所持する障がい者（介添人を要するときはその介添に当たる者（障がい者1人につき1人））は、使用料の**50%を減額する予定**としています。

※減免に関する運用マニュアルを作成し、取り扱いに相違がないようにします。

【減額又は免除】

子ども、高齢者、障がい者の方への配慮や、文化・スポーツ振興、地域振興といった目的により、使用料を減額又は免除するもの。

※ 減免することができる旨を条例に規定し、具体的なことを規則で定めることとしています。

8 見直し④ 減免基準の統一（その3）

規則

（2）公共施設使用に係る「(仮称)特別支援団体」登録制度

スポーツ施設や貸館施設が同じ減免基準で利用目的に着目して減免の可否を決定するため、⑤⑥により減免を受けようとする団体から申請を受け、要件に合致した団体を(仮称)特別支援団体として登録することによって、利用者負担の公平性を確保します。また、毎年度減免の対象、措置の状況等を公表し、減免の透明性を図ります。

⑥ 社会福祉団体、社会教育団体、社会体育団体又は地域住民で組織する自主的な活動を行っている団体（(仮称)特別支援団体に登録されている団体）が団体の設立目的に沿った活動に利用するとき 使用料の100分の75

※中学生以下、半数以上を65歳以上の市民又は障がい者等で構成する団体は免除とする予定です。なお、入場料を徴収する等営利目的は減免を行わないこととしています。

※総合体育大会等に向けた練習、公民館の共催事業である文化祭及び展示会等に向けた練習又は準備（大会等の2月前から）、ボランティア活動の当日及び前日準備、全市域の市民を対象とした講演会、太鼓等伝統芸能の練習等については、⑧（市長が特に必要と認めるとき）の適用項目とし、免除とする予定です。

① (仮称)特別支援団体登録申請

※ 期間を定めて受付（随時可）

※文化協会、体育協会等市長が認める団体については、要件確認を行うことを前提として、①登録申請（個別）の一括提出を可能とします。（団体規約等の添付書類省略可）

② (仮称)特別支援団体要件確認

※ 必要に応じて関係課に確認

却下

(仮称)特別支援団体登録
却下通知書

決定

③ (仮称)特別支援団体登録証交付

※ 有効期間は最長3年間（使用料の定期的な検証に合わせて申請受付）

登録事項に変更があった
場合は変更届

④ 施設利用申請

※ (仮称)特別支援団体登録の有無確認
※ 虚偽の申請等は登録を取り消し

【毎年度】
減免の状況公表

※ HP・行財政改革推進委員会

< (仮称)特別支援団体登録要件（案） >

- ① 団体の所在地が京丹後市内であること
- ② 青少年の健全育成、地域福祉の向上、地域の活性化、市民の健康づくり・生きがいづくり等を目的として設立された団体であること（企業等のクラブ活動を除く）
- ③ 3人以上で組織される団体で、その2/3以上が市民で構成されていること
- ④ 活動目的に賛同する市民が加入及び脱退できること
- ⑤ 年間を通して継続的な活動を行っていること
- ⑥ 団体規約等があること
- ⑦ 営利活動、政治活動又は宗教活動を行う団体でないこと

8 見直し④ 減免基準の統一(その4)

規則

【現状】



- ① 利用申請書の提出
- ② 使用料の納付

(例1) スポーツ施設

18:00から22:00まで使用
※総合体育大会に向けた練習以外

利用時間区分	現使用料
午前(8:30~12:00)	750円
午後(13:00~17:00)	750円
夜間(18:00~22:00)	2,000円

《A団体》 2,000円
使用料(18:00~22:00) = 2,000円

《B団体》 2,000円
使用料(18:00~22:00) = 2,000円

(例2) 貸館施設

18:00から22:00まで使用
※冷暖房使用

利用時間区分	現使用料
午前(9:00~12:30)	4,000円
午後(12:30~17:00)	5,000円
夜間(17:00~22:00)	6,000円

《C団体》 3,000円
使用料 = 免除
冷暖房料 6,000円 × 1/2 = 3,000円

《D団体》 9,000円
使用料(17:00~22:00) = 6,000円
冷暖房料 6,000円 × 1/2 = 3,000円

不均衡

不均衡

見直し

【見直し後】



- ① 利用申請書の提出
- ② (仮称)特別支援団体の登録確認
- ③ 使用料の納付

区分	新使用料
施設使用料	180円
照明使用料	280円

区分	新使用料	冷暖房料
	夜間(18:00~22:00)	
1時間	1,070円	使用料の1/2

新使用料 = 使用料(税抜き) × 1.10(消費税) ※10円未満端数切り捨て

《A・B団体》 500円
施設使用料 180円 × 4時間 = ⑦720円
照明使用料 280円 × 4時間 = ⑧1,120円
(⑦+⑧) × 25% = ⑨460円
⑨ × 1.10(消費税) = 500円(10円未満切り捨て)

解消

《C・D団体》 3,530円
使用料 1,070円 × 4時間 = ④4,280円
冷暖房料 535円 × 4時間 = ⑤2,140円
④ × 25% = ⑥1,070円
(⑤+⑥) × 1.10(消費税) = 3,530円(10円未満切り捨て)

(参考) 令和元年6月見直し案からの主な変更点

施設区分	変更内容	令和元年6月見直し案	今回の見直し案
スポーツ施設 (社会体育施設)	1時間単位で貸出	午前(8:30~12:30) 午後(12:30~17:00) 夜間(17:00~22:00)	1時間につき 照明使用料 1時間につき (グラウンド・テニスコート・ゲートボール場)
貸館施設 (農林水産施設、商工施設、集会施設、公民館、生涯学習施設、介護・老人福祉施設)	1時間単位で貸出	午前(8:30~12:30) 午後(12:30~17:00) 夜間(17:00~22:00)	1時間につき(8:30~18:00) 1時間につき(18:00~22:00)
スポーツ施設 貸館施設	使用料設定	各施設の維持管理等に必要な費用を算出し、現状の1.5倍までを基本として利用者と市の負担割合に応じた使用料を設定	類似施設の現使用料を基準として、貸館施設は部屋の面積に応じて分類し、それらを平均化して使用料を設定
全施設 ※占用料、火葬料及び一部の施設等を除く	減免基準 〔区分〕	市内に在住する中学生以下で構成する団体が青少年の健全育成に資する活動を目的として利用するとき〔免除〕	中学生以下、半数以上を65歳以上の市民又は障がい者等で構成する団体(仮称)特別支援団体に登録されている団体が団体の設立目的に沿った活動に利用するとき〔免除〕
		社会福祉団体、社会教育団体、社会体育団体又は地域住民で組織する自主的な活動を行っている団体が市の施策に沿った活動に利用するとき〔75%〕	社会福祉団体、社会教育団体、社会体育団体又は地域住民で組織する自主的な活動を行っている団体(仮称)特別支援団体に登録されている団体が団体の設立目的に沿った活動に利用するとき〔75%〕
	減額団体要件	10人以上で組織し、活動実態があるとともに、団体規約、会員等からの会費徴収等、自主的な財源を確保している団体	(仮称)特別支援団体に登録されている団体
	免除期間	総合体育大会等に向けた練習、公民館の共催事業である文化祭及び展示会等に向けた練習又は準備は、大会等の1月前から免除	総合体育大会等に向けた練習、公民館の共催事業である文化祭及び展示会等に向けた練習又は準備は、大会等の2月前から免除
	市民が通う特別支援学校	50%減額	免除 ※市内の小学校等の取り扱いに準じる。
個人単位での入館料等を設定している施設 (網野高齢者すこやかセンター等)	身体障害者手帳等を所持する障がい者の使用料減額		50%減額

(参考) 近隣市の夜間利用の現状

※令和3年9月末現在

(1) 体育館

自治体名称	施設名称	使用料等	特別割合	主な減免の現状
京丹後市	大宮社会体育館	(18:00～22:00) 全面1,000円	・市民以外2倍	・府民総体、市総体に向けた練習(2月前から)は免除
福知山市	福知山市民体育館	(18:00～21:00) 全面6,600円	・市民以外2倍 ・入場料を徴収2倍 ・営利6倍	・事業内容(子ども・障がい者等大会)により免除 ・指定管理者の判断で減免
舞鶴市	舞鶴東体育館	(18:00～21:00) 全面8,100円	・市民以外1.5倍 ・入場料を徴収4倍	・市内障がい者団体は1/2減額 ・府民総体練習(3回まで)は免除 ・指定管理者の判断で減免
綾部市	総合運動公園体育館	(17:00～21:00) 全面4,200円	・市民以外2倍 ・入場料を徴収6倍	・総合文化祭は免除 ・体育協会等が主催する行事は免除 ・中学生以下で構成されたスポーツ活動を行う団体は3/4減額
宮津市	市民体育館	(1時間) 全面1,886円	・入場料を徴収又は営利5倍	・中学生以下で構成されたスポーツ活動を行う団体は1/2減額

(2) 公民館

自治体名称	施設名称	使用料等	冷暖房料・特別割合	主な減免の現状
京丹後市	弥栄地域公民館大ホール	(18:00～22:00) 4,000円	・冷暖房料1/2	・文化協会加盟団体は免除 ・青少年に対する社会教育活動は免除
福知山市	夜久野地域公民館文化ホール	(17:00～22:00) 5,500円 ※土・日・祝利用は1割加算	・冷暖房料1/2 ・市民以外2倍	・文化協会加盟団体は免除(冷暖房料等を除く) ・公民館活動のために使用する場合は免除
舞鶴市	中公民館ホール	(18:00～22:00) 8,100円	・冷暖房料1,350円 (1時間につき) ・市民以外1.5倍 ・入場料等を徴収(営利)は金額により1.2倍から2.0倍まで	・市内障がい者団体は1/2減額
綾部市	中央公民館中央ホール	(17:00～22:00) 5,600円	・冷暖房料1/2 ・市民以外2倍	・中学生以下で構成されたスポーツ活動を行う団体は3/4減額(一部施設)
宮津市	中央公民館大会議室	(1時間) 524円	・冷暖房料419円(1時間につき)	・指定管理者の判断により減免

9 条例改正案文言例(その1)

(1) 外税方式・別表の規定について

使用料の額は、この表の規定により算出した額の合計額に対して課される消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。）を加算した額（当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。

現 行				改 正 案			
別表(第●条関係) ▲▲▲センター使用料 (単位:円)				別表(第●条関係) 1 ▲▲▲センター使用料			
区分	午前 (9:00~12:30)	午後 (12:30~17:00)	夜間 (17:00~22:00)	利用施設	単位	使用料(円)	
						昼間 (9:00~18:00)	夜間 (18:00~22:00)
▲▲ホール	4,000	5,000	6,000	▲▲ホール	1時間	1,020	1,070
冷暖房料	市長が別に定める実費相当額			2 附属設備の使用料			
				設備名	単位	使用料(円)	
				冷暖房設備	1時間	利用する施設の1時間ごとの使用料の2分の1の額	
				備考			
				1 この表に定める利用時間以外の時間に利用する場合の使用料の額は、夜間の区分の使用料に利用する時間数(1時間未満である場合又は当該時間数に1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1時間とする。)を乗じて得た額とする。			
				2 市民以外の者が利用する場合(小学校、中学校、保育所、認定こども園等が教育又は保育目的のために利用するときを除く。)の使用料の額は、この表に定める使用料の2倍に相当する額とする。			
				3 営利を目的として利用する場合又は入場料その他これに類する料金を徴収して利用する場合の使用料の額は、この表に定める使用料の3倍に相当する額とする。			
				4 昼間若しくは夜間の区分ごと又は附属設備の利用する時間数が1時間未満である場合又は当該時間数に1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1時間とする。			
				5 使用料の額は、この表の規定により算出した額の合計額に対して課される消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。)を加算した額(当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。)とする。			

9 条例改正案文言例(その2)

(2) 減免規定について

(使用料の減免)

第●条 市長は、公用又は公益のために利用するときその他の特に必要があると認めるときは、**京丹後市公の施設の使用料等の減免の基準に関する規則(令和●年京丹後市規則第●号)に定めるところにより**、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(3) 不還付規定について

(使用料の不還付)

第●条 市長は、既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) ▲▲▲の管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 前号に規定するもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(4) 附則について

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の■■■■■■■■条例の規定は、**令和5年4月1日以後の利用について適用**し、その他の利用については、なお従前の例による。

【占用等】

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、**令和5年4月1日以後の占用等について適用**する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の■■■■■■■■条例により許可を受けている者の占用等については、その占用等の許可期間が満了するまでの間、なお従前の例による。

■ 施行日について

公布の日から施行し、「令和5年4月1日」から適用します。

※ 令和5年4月1日以降に使用する場合は、公布の日から新使用料での徴収となります。

10 提案に至るまでの経緯等（令和3年以降）

（1）提案に至るまでの経緯

日 付	経 緯
令和3年7月8日	使用料等見直しに係る第1回関係課会議
令和3年12月3日	使用料等見直しに係る第2回関係課会議
令和3年12月6日	第1回行財政改革推進本部会議
令和4年7月27日	使用料等見直しに係る第3回関係課会議
令和4年8月5日	第1回行財政改革推進本部会議
令和4年8月9日	例規審査会で改正条例案について審査

（2）京丹後市行財政改革推進委員会での意見聴取

日 付	経 緯
令和3年6月21日	第10回行財政改革推進委員会会議
令和3年9月17日	第1回行財政改革推進委員会会議
令和3年12月16日	第3回行財政改革推進委員会会議
令和4年8月8日	第4回行財政改革推進委員会会議

（3）市民広聴会等での意見聴取

期 間	経 緯
令和3年12月中旬～令和4年7月24日	各種団体意見聴取
令和4年7月5日～8月3日	市ホームページ（7件）
令和4年7月14日～8月3日	パブリックコメント（0件）
令和4年7月19日・21日・22日	市民広聴会（計46人） ※ 峰山総合福祉センター（22人）、丹後庁舎（11人）、久美浜庁舎（13人）で開催

(参考) 主な意見

見直しの考え方	意見の要旨
施設の利用時間区分の統一	・時間区分を1時間単位だと隙間時間がなく団体同士で管理できるのか。貸出許可の時間と実際の1時間ごとの時間が違ってくる場合が出てくるのでは。 ・利用する団体としては、現実として4時間使うことは少なく、2時間程度の利用が多いことから、時間単位で区切ることは良い。
平均化・統一した使用料設定	・使う人と使わない人の差のこともあります。絶対に無料がよい、安い方がよいということではなく、今後のことを考えた設定が必要だと思います。 ・平均化する、見直しをすることについては、施設を利用しやすくすることもあるかと思うが、一番高い額に合わせる見直しでもよい。施設の維持管理経費に対して適切にお金を取るということは悪いことではない。 ・コーラスはピアノがないと活動出来ないことから活動場所が限られ、大きなホールとなると使用料が高くなる。 ・年配の方が多く、夏や冬は冷暖房が必須となる。冷暖房料の料金設定については検討してもらいたい。 ・間違いをなくするため、100円単位の料金設定を希望する。 ・現使用料は低額。施設の維持管理を考えるのであれば、活用する団体から使用料を徴収すべきである。 ・類似施設や地域間の不均衡の是正については賛成。その上で考えられた見直し案についてもよく練られており、わかりやすく概ね賛成。 ・誰もが使うということではなく、特定の人を使うということは応分の負担は必要なこと。
外税方式での消費税	・消費税を転嫁することは当たり前だと思います。 ・消費税を外税にしてやっていくということについても、合併して18年も経って、手つかずの状態。これはすぐに統一する。
減免基準の統一	・65歳以上の免除について、年齢基準での免除に疑問を感じる。 ・女性の10%の減額上乘せは、時代の流れに逆行している。 ・減免団体の登録において、文化協会等の団体が代表して市に申請は出来ないか。 ・老人は免除だが、今回障がい者が免除に含まれていないのはなぜか。老人に配慮し障がい者団体を除外しているのはおかしい。 ・一定理解できるが、今まで冷暖房料0円であったものが、有料となると施設を利用しにくくなる。 ・減免団体登録要件について、3人以上で組織は、人数が少ないように思う。 ・誰がどこで申請しても同じ扱いになるように願う。 ・太鼓等の伝統芸能は、免除にしてもらいたい。 ・同じような施設でも他町では無料と聞くので何とか解決していただけたらと思っている。 ・減免登録について、申請時に名簿や住所、年齢、証明するものの提示となると煩わしいとなる。簡単な仕組みにできないか。 ・施設利用者は実費額を支払うことは原則です。使用料の免除基準を明確にして、詳細は行政と議会で決定してください。今回で分かりやすい使用料基準にしてください。

観光施設の使用料の見直しについて

京丹後市役所

令和4年8月 商工観光部 観光振興課

1. 観光施設一覧

所在地	施設の名称等	
	名称	詳細
峰山町	天女の里交流施設	キャンプ場・コテージ・貸館
大宮町	小町公園	貸館・展示室・広場
網野町	浅茂川温泉静の里	温泉・プール
丹後町	農林漁業体験実習館、地域休養施設（はしうど荘）	温泉・宿泊・貸館
	郷土文化保存伝習施設（伝習館）	貸館
	てんきてんき村関連施設（道の駅てんきてんき丹後）	キャンプ場・広場
	宇川温泉よし野の里	温泉・宿泊・貸館・ゲートボール場
	高嶋園地	キャンプ場・駐車場
弥栄町	弥栄あしぎぬ温泉	温泉
	丹後半島森林公園	キャンプ場・バンガロー・テニスコート
	スイス村高原休養センター	入浴・貸館
	スイス村体験交流宿泊施設「風のがっこう京都」	宿泊・貸館
久美浜町	久美浜豪商「稲葉本家」	貸館
	かぶと山公園	キャンプ場
	かぶと山虹の家	貸館

2. 現状の課題

- ①消費税率の引き上げに伴って使用料を改正していないため、使用料は実質値下げの状態
- ②近隣の類似施設と比較したとき、一部の施設では低い使用料の設定
- ③他方で、コロナ禍における市民利用の負担軽減のためには、一定の配慮が必要

3. 見直しの考え方

(主に市民が利用)

温泉
プール



- ①見直し後の利用者負担額（税込使用料）が現行使用料と同程度に見直し
- ②外税（税抜使用料×1.1）※10円未満切捨て

(主に観光客が利用)

キャンプ場
宿泊施設
コテージ
バンガロー
貸館等
駐車場



- ①近隣類似施設に比べ安価な施設は、市内施設の民業圧迫を避けつつ同程度に見直し
- ②市観光施設（同種別施設）において、同等の装備を有する場合は使用料を統一（上限額の均衡化）
- ③外税（税抜使用料×1.1）※10円未満切捨て
- ④貸館等は「1日・半日」等から「時間区切り」に見直し
- ⑤貸館等の市民利用は、条例に基づき負担軽減が可能
- ⑥チェックイン・アウト時刻を実態に即して見直し

4. 施設種別ごとの見直し内容

温泉・プール

施設種別	施設名	見直しの内容
温泉施設	浅茂川温泉静の里 はしうど荘 宇川温泉よし野の里 弥栄あしぎぬ温泉	現行使用料から税別額を算定(現行使用料÷1.1(10円未満切上)) 見直し後も現行使用料を維持
プール	浅茂川温泉静の里	

キャンプ場、宿泊施設、コテージ、バンガロー、貸館等、駐車場

施設種別	施設名	見直しの内容
キャンプ場	天女の里 道の駅てんきてんき丹後 高嶋園地 スイス村 かぶと山公園	①「電源の有無」及び「宿泊の有無」で区分 ②市観光施設の使用料を統一 ③デイ（昼間のみ）利用は、宿泊使用料の1/2
宿泊施設	はしうど荘 スイス村風のがっこう京都	①他の類似施設と比較して使用料を見直し ②風のがっこう京都は、素泊まりの使用料へ見直し

4. 施設種別ごとの見直し内容

キャンプ場、宿泊施設、コテージ、バンガロー、貸館等、駐車場

施設種別	施設名	見直しの内容
コテージ	宇川温泉よし野の里 天女の里	①他の類似施設と比較して使用料を見直し ②基本料金については、天女の里はよし野の里の使用料と同額に見直し ③人数加算については、温泉が併設されていない天女の里はよし野の里の1/2に見直し
バンガロー	スイス村	現行使用料を税別額として設定
貸館等	天女の里 小町公園 はしうど荘、伝習館 道の駅てんきてんき丹後 宇川温泉よし野の里 スイス村高原休養センター スイス村風のがっこう京都 久美浜豪商「稲葉本家」 かぶと山虹の家	①時間単位に利用区分を変更 ②現行使用料から時間単価等を算定 ③市民利用は、条例に基づき負担軽減が可能
駐車場	高嶋園地	現行使用料を税別額として設定

5. 施設ごとの見直し内容

(1) 天女の里交流施設の見直し前後の使用料比較

新時間等区分で現時間等区分から変更がない場合は「－」で表示しています。

① キャンプ場 (主に観光客利用)

「3. 見直しの考え方」にそって、近隣類似施設と比較し、「電源の有無」及び「宿泊の有無」で使用料を設定

宿 泊 14:00～翌日10:00 (変更なし)
デイ利用 9:00～22:00 → 9:00～17:00

種別	現時間等区分	現行使用料 (税込)	新時間等区分	新使用料 (税別)	(参考)現時間等区分 使用時の新使用料 (税込)
テント ベース	宿泊/1基	4,000円	－	5,000円	5,500円
	デイ利用/1基	2,000円	－	2,500円	2,750円
フリー サイト	宿泊/1張	1,000円	－	4,000円	4,400円
			デイ利用/1張	2,000円	2,200円
テント	レンタル/1張	1,000円	－	1,000円	1,100円

5. 施設ごとの見直し内容

(1) 天女の里交流施設の見直し前後の使用料比較

新時間等区分で現時間等区分から変更がない場合は「－」で表示しています。

② コテージ（主に観光客利用）

「3. 見直しの考え方」にそって、よし野の里と比較し、使用料を設定

宿 泊 14:00～翌日10:00（変更なし）
休憩利用 9:00～22:00 → 9:00～17:00

種別	現時間等区分	現行使用料 (税込)	新時間等区分	新使用料 (税別)	(参考)現時間等区分 使用時の新使用料 (税込)
宿泊	1戸(基本料金)	10,000円	－	12,000円	13,200円
	1人につき (小学生以下)	1,000円 (500円)	1人につき	1,500円	1,650円
休憩	1時間	1,000円	－	1,000円	1,100円

5. 施設ごとの見直し内容

(1) 天女の里交流施設の見直し前後の使用料比較

新時間等区分で現時間等区分から変更がない場合は「－」で表示しています。

③ 貸館

「3. 見直しの考え方」にそって、現行使用料を時間単位に利用区分を変更したうえで時間単価等の使用料を設定

利用時間 9:00～22:00（変更なし）

種別	現時間等区分	現行使用料 (税込)	新時間等区分	新使用料 (税別)	(参考)現時間等区分 使用時の新使用料 (税込)
加工 研究室	午前(9:00～12:30)	200円	4時間以内	240円	260円
	午後(12:30～17:00)	250円	4時間を超える場合 (1時間につき)	60円	330円
	夜間(17:00～22:00)	300円			330円
地域 特産物 製造室	午前(9:00～12:30)	300円	4時間以内	320円	350円
	午後(12:30～17:00)	350円	4時間を超える場合 (1時間につき)	80円	440円
	夜間(17:00～22:00)	400円			440円
研修室 ・体験 実習室	午前(9:00～12:30)	600円	4時間以内	720円	790円
	午後(12:30～17:00)	800円	4時間を超える場合 (1時間につき)	180円	990円
	夜間(17:00～22:00)	1,000円			990円
研修室 冷暖房 料	午前(9:00～12:30)	実費相当額	1時間につき	90円	390円
	午後(12:30～17:00)	実費相当額			490円
	夜間(17:00～22:00)	実費相当額			490円

※市民利用は、条例に基づき負担軽減が可能

5. 施設ごとの見直し内容

(2) 小町公園の見直し前後の使用料比較

新時間等区分で現時間等区分から変更がない場合は「－」で表示しています。

① 貸館・展示室・広場

「3. 見直しの考え方」にそって、現行使用料を時間単位に利用区分を変更したうえで時間単価等の使用料を設定
展示室、広場の宿泊利用については、現行使用料を税別額として設定

利用時間 10:00～17:00 → 10:00～17:00(宿泊を伴うもの 17:00～翌日10:00)

種別	現時間等区分	現行使用料 (税込)	新時間等区分	新使用料 (税別)	(参考)現時間等区分 使用時の新使用料 (税込)
研修室 全室	半日	2,000円	4時間以内	2,280円	2,500円
			4時間を超える場合 (1時間につき)	570円	1時間につき620円を 加算
展示室 入館料	大人/1回	200円	－	200円	220円
	小学生及び中学生/1回	100円	－	100円	110円
芝生広場 ^(注)	半日	2,000円	4時間以内	2,280円	2,500円
			4時間を超える場合 (1時間につき)	570円	1時間につき620円を 加算
	宿泊を伴うもの	3,000円	宿泊を伴うもの/1張	3,000円	3,300円

(注) 10人以上の団体による屋外活動又は多数の参加者によって実施されるイベント・スポーツ大会等のみ使用が可能
※市民利用は、条例に基づき負担軽減が可能

5. 施設ごとの見直し内容

(3) 浅茂川温泉静の里の見直し前後の使用料比較

新時間等区分で現時間等区分から変更がない場合は「－」で表示しています。

① 温泉 (主に市民利用)

「3. 見直しの考え方」にそって、現行使用料から税別額を算定し、見直し後も現行使用料を維持

利用時間 10:00～22:00 (変更なし)

種別	現時間等区分	現行使用料 (税込)	新時間等区分	新使用料 (税別)	(参考)現時間等区分 使用時の新使用料 (税込)
温泉	入浴/1回	600円	－	550円	600円

5. 施設ごとの見直し内容

(3) 浅茂川温泉静の里の見直し前後の使用料比較

新時間等区分で現時間等区分から変更がない場合は「－」で表示しています。

② プール（主に市民利用）

「3. 見直しの考え方」にそって、現行使用料から税別額を算定し、見直し後も現行使用料を維持

利用時間 10:00～22:00（変更なし）

種別	現時間等区分	現行使用料 (税込)	新時間等区分	新使用料 (税別)	(参考)現時間等区分 使用時の新使用料 (税込)
一般使用 (1回券)	大人(高校生以上)/1回	400円	－	370円	400円
	小人(中学生以下)/1回	200円	－	190円	200円
一般使用 (回数券)	大人/11回	4,000円	区分廃止		
	小人/11回	2,000円	区分廃止		
占用使用 ※10人以上とする	一般利用/1コース1日 (4時間以内)	4,000円	4時間以内	1,820円	2,000円
		(2,000円)	4時間を超える場合	3,640円	4,000円
	営利利用/1コース1日 (4時間以内)	12,000円	4時間以内	5,460円	6,000円
		(6,000円)	4時間を超える場合	10,920円	12,010円

5. 施設ごとの見直し内容

(4) はしうど荘の見直し前後の使用料比較

新時間等区分で現時間等区分から変更がない場合は「－」で表示しています。

① 温泉 (主に市民利用)

「3. 見直しの考え方」にそって、現行使用料から税別額を算定し、見直し後も現行使用料を維持

利用時間 11:00～22:00 (変更なし)

種別	現時間等区分	現行使用料 (税込)	新時間等区分	新使用料 (税別)	(参考)現時間等区分 使用時の新使用料 (税込)
温泉	入浴/1回	600円	－	550円	600円

② 宿泊 (主に観光客利用)

「3. 見直しの考え方」にそって、近隣類似施設と比較して使用料を設定

利用時間 15:00～翌日10:00 (変更なし)

種別	現時間等区分	現行使用料 (税込)	新時間等区分	新使用料 (税別)	(参考)現時間等区分 使用時の新使用料 (税込)
宿泊	1人/1泊	5,000円	－	6,000円	6,600円
			(3歳未満)	1,000円	1,100円

5. 施設ごとの見直し内容

(4) はしうど荘の見直し前後の使用料比較

新時間等区分で現時間等区分から変更がない場合は「－」で表示しています。

③ 貸館

「3. 見直しの考え方」にそって、現行使用料を時間単位に利用区分を変更したうえで時間単価等の使用料を設定

利用時間 9:00～18:00 (変更なし)

種別	現時間等区分	現行使用料 (税込)	新時間等区分	新使用料 (税別)	(参考)現時間等区分 使用時の新使用料 (税込)
個室	1室/1日	5,000円	4時間以内	2,240円	5,540円
			4時間を超える場合 (1時間につき)	560円	1時間につき610円を 加算
研修室	1室/1日	8,000円	4時間以内	3,560円	8,810円
			4時間を超える場合 (1時間につき)	890円	1時間につき970円を 加算
会議室	1室/1日	8,000円	区分廃止		
体験実習		実費	区分廃止		

※市民利用は、条例に基づき負担軽減が可能

5. 施設ごとの見直し内容

(5) 伝習館の見直し前後の使用料比較

新時間等区分で現時間等区分から変更がない場合は「―」で表示しています。

① 貸館

「3. 見直しの考え方」にそって、現行使用料を時間単位に利用区分を変更したうえで時間単価等の使用料を設定

利用時間 9:00～18:00 (変更なし)

種別	現時間等区分	現行使用料 (税込)	新時間等区分	新使用料 (税別)	(参考)現時間等区分 使用時の新使用料 (税込)
多目的 研修室	1室/1日	8,000円	4時間以内	3,560円	8,810円
			4時間を超える場合 (1時間につき)	890円	1時間につき970円を 加算
体験室	1室/1日	5,000円	4時間以内	2,240円	5,540円
			4時間を超える場合 (1時間につき)	560円	1時間につき610円を 加算
体験実習		実費	―	実費	

※市民利用は、条例に基づき負担軽減が可能

5. 施設ごとの見直し内容

(6) てんきてんき村関連施設の見直し前後の使用料比較

新時間等区分で現時間等区分から変更がない場合は「－」で表示しています。

① キャンプ場（主に観光客利用）

「3. 見直しの考え方」にそって、近隣類似施設と比較し、「電源の有無」及び「宿泊の有無」で使用料を設定

宿 泊 11:00～翌日10:00（変更なし）
デイ利用 無 → 9:00～17:00

種別	現時間等区分	現行使用料 （税込）	新時間等区分	新使用料 （税別）	（参考）現時間等区分 使用時の新使用料 （税込）
オート キャンプ 場	1区画/1日	5,000円	宿泊(電源あり)/1区画	5,000円	5,500円
			宿泊(電源なし)/1区画	4,000円	4,400円
			デイ利用(電源あり)/1区画	2,500円	2,750円
			デイ利用(電源なし)/1区画	2,000円	2,200円

5. 施設ごとの見直し内容

(6) てんきてんき村関連施設の見直し前後の使用料比較

新時間等区分で現時間等区分から変更がない場合は「－」で表示しています。

② 広場（主に観光客利用）

「3. 見直しの考え方」にそって、現行使用料を時間単位に利用区分を変更したうえで時間単価等の使用料を設定

利用時間 9:00～18:00（変更なし）
宿 泊 無 → 11:00～翌日10:00

種別	現時間等区分	現行使用料 （税込）	新時間等区分	新使用料 （税別）	（参考）現時間等区分 使用時の新使用料 （税込）
多目的 広場	1日につき	5,000円	4時間以内	2,240円	5,540円
			4時間を超える場合 （1時間につき）	560円	1時間につき610円を 加算
			キャンプ/1張	4,000円	4,400円
コミュニ ティプラザ	キャンプの使用については、オート キャンプ場の使用料に準じた額		区分廃止		

5. 施設ごとの見直し内容

(7) 宇川温泉よし野の里の見直し前後の使用料比較

新時間等区分で現時間等区分から変更がない場合は「－」で表示しています。

① 温泉（主に市民利用）

「3. 見直しの考え方」にそって、現行使用料から税別額を算定し、見直し後も現行使用料を維持

利用時間 10:00～21:00（変更なし）

種別	現時間等区分	現行使用料 (税込)	新時間等区分	新使用料 (税別)	(参考)現時間等区分 使用時の新使用料 (税込)
温泉	入浴/1回	600円	－	550円	600円

② 宿泊（主に観光客利用）

「3. 見直しの考え方」にそって、近隣類似施設と比較して使用料を設定

利用時間 15:00～翌日10:00（変更なし）

種別	現時間等区分	現行使用料 (税込)	新時間等区分	新使用料 (税別)	(参考)現時間等区分 使用時の新使用料 (税込)
宿泊	1室/1泊	12,000円	－	12,000円	13,200円
	1人/1泊	3,000円	－	3,000円	3,300円

5. 施設ごとの見直し内容

(7) 宇川温泉よし野の里の見直し前後の使用料比較

新時間等区分で現時間等区分から変更がない場合は「－」で表示しています。

③ 貸館・ゲートボール場

「3. 見直しの考え方」にそって、現行使用料を時間単位に利用区分を変更したうえで時間単価等の使用料を設定

利用時間 9:00～18:00 (変更なし)

種別	現時間等区分	現行使用料 (税込)	新時間等区分	新使用料 (税別)	(参考)現時間等区分 使用時の新使用料 (税込)
大広間	1室/1日	8,000円	4時間以内	3,560円	8,810円
			4時間を超える場合 (1時間につき)	890円	1時間につき970円を 加算
加工 試作室	1室/1日	5,000円	4時間以内	2,240円	5,540円
			4時間を超える場合 (1時間につき)	560円	1時間につき610円を 加算
宿泊棟広 間	1室/1日	7,000円	4時間以内	3,120円	7,720円
			4時間を超える場合 (1時間につき)	780円	1時間につき850円を 加算
ゲート ボール場	1面/1日	3,000円	4時間以内	1,320円	3,260円
			4時間を超える場合 (1時間につき)	330円	1時間につき360円を 加算

※市民利用は、条例に基づき負担軽減が可能

5. 施設ごとの見直し内容

(8) 高嶋園地の見直し前後の使用料比較

新時間等区分で現時間等区分から変更がない場合は「－」で表示しています。

① キャンプ場（主に観光客利用）

「3. 見直しの考え方」にそって、近隣類似施設と比較し、「電源の有無」及び「宿泊の有無」で使用料を設定

宿 泊 11:00～翌日10:00（変更なし）
デイ利用 無 → 9:00～17:00

種別	現時間等区分	現行使用料 （税込）	新時間等区分	新使用料 （税別）	（参考）現時間等区分 使用時の新使用料 （税込）
オート キャンプ 場	電源あり1区画/1日	5,000円	宿泊(電源あり)/1区画	5,000円	5,500円
	電源なし1区画/1日	4,000円	宿泊(電源なし)/1区画	4,000円	4,400円
			デイ利用(電源あり)/1区画	2,500円	2,750円
			デイ利用(電源なし)/1区画	2,000円	2,200円

② 駐車場（主に観光客利用）

「3. 見直しの考え方」にそって、現行使用料を税別額として設定

利用時間 9:00～18:00（変更なし）

種別	現時間等区分	現行使用料 （税込）	新時間等区分	新使用料 （税別）	（参考）現時間等区分 使用時の新使用料 （税込）
駐車場	大型車1台/1日	2,000円	バス等の大型車1台/1日	2,000円	2,200円
	1台/1日	1,000円	大型車以外1台/1日	1,000円	1,100円

5. 施設ごとの見直し内容

(9) 弥栄あしぎぬ温泉の見直し前後の使用料比較

新時間等区分で現時間等区分から変更がない場合は「－」で表示しています。

① 温泉 (主に市民利用)

「3. 見直しの考え方」にそって、現行使用料から税別額を算定し、見直し後も現行使用料を維持

利用時間 10:00～22:00 (変更なし)

種別	現時間等区分	現行使用料 (税込)	新時間等区分	新使用料 (税別)	(参考)現時間等区分 使用時の新使用料 (税込)
温泉	入浴/1回	600円	－	550円	600円

5. 施設ごとの見直し内容

(10) 森林公園スイス村の見直し前後の使用料比較

新時間等区分で現時間等区分から変更がない場合は「－」で表示しています。

① キャンプ場（主に観光客利用）

「3. 見直しの考え方」にそって、近隣類似施設と比較し、「電源の有無」及び「宿泊の有無」で使用料を設定

宿 泊 10:00～翌日10:00 → 11:00～翌日10:00
デイ利用 無 → 9:00～17:00

種別	現時間等区分	現行使用料 (税込)	新時間等区分	新使用料 (税別)	(参考)現時間等区分 使用時の新使用料 (税込)
オート キャンプ 場	日・祝日の前日 夏休み(7月～8月17日)	4,000円	宿泊/1区画	4,000円	4,400円
	上記以外の日	2,000円	区分廃止		
			デイ利用/1区画	2,000円	2,200円

② バンガロー（主に観光客利用）

「3. 見直しの考え方」にそって、現行使用料を税別額として設定

利用時間 10:00～翌日10:00 → 11:00～翌日10:00

種別	現時間等区分	現行使用料 (税込)	新時間等区分	新使用料 (税別)	(参考)現時間等区分 使用時の新使用料 (税込)
バンガ ロー	日・祝日の前日 夏休み(7月～8月17日)	10,000円	宿泊/1棟	10,000円	11,000円
	上記以外の日	5,000円	区分廃止		

5. 施設ごとの見直し内容

(10) 森林公園スイス村の見直し前後の使用料比較

新時間等区分で現時間等区分から変更がない場合は「－」で表示しています。

③ キャンプ場水道施設・テニスコート（主に観光客利用）

「3. 見直しの考え方」にそって、現行使用料を税別額として設定

利用時間 8:30～17:00（変更なし）

種別	現時間等区分	現行使用料 （税込）	新時間等区分	新使用料 （税別）	（参考）現時間等区分 使用時の新使用料 （税込）
水道施設 のみ使用	10人以下	500円	区分廃止		
	20人以下	1,000円			
	50人以下	2,500円			
	100人以下	5,000円			
テニス コート （全天候型ゴ ムチップ コート）	1時間	1,500円	1時間以内	1,500円	1,650円
	2時間	2,000円	1時間を超える場合 （1時間につき）	500円	2,200円
	3時間	2,500円			2,750円
	4時間	3,000円			3,300円
	5時間	3,500円			3,850円
	6時間	4,000円			4,400円
	7時間	4,500円			4,950円
	8時間	5,000円			5,500円

5. 施設ごとの見直し内容

(11) スイス村高原休養センターの見直し前後の使用料比較

新時間等区分で現時間等区分から変更がない場合は「－」で表示しています。

① 入浴（主に観光客利用）

「3. 見直しの考え方」にそって、現行使用料を税別額として設定

利用時間 13:00～20:00（変更なし）

種別	現時間等区分	現行使用料 (税込)	新時間等区分	新使用料 (税別)	(参考)現時間等区分 使用時の新使用料 (税込)
入浴	大人(中学生以上)/1回	500円	入浴/1回	500円	550円
	小人(3歳以上～小学生)/1回	300円	区分廃止		

5. 施設ごとの見直し内容

(11) スイス村高原休養センターの見直し前後の使用料比較

新時間等区分で現時間等区分から変更がない場合は「－」で表示しています。

② 貸館（主に観光客利用）

「3. 見直しの考え方」にそって、現行使用料を時間単位に利用区分を変更したうえで時間単価等の使用料を設定

利用時間 13:00～20:00（変更なし）

種別	現時間等区分	現行使用料 (税込)	新時間等区分	新使用料 (税別)	(参考)現時間等区分 使用時の新使用料 (税込)
休養室(小)(注)	4時間以内	1,000円	4時間以内	1,000円	1,100円
	6時間以内	1,500円	4時間を超える場合 (1時間につき)	250円	1,650円
	6時間以上 (1時間につき)	500円			1時間につき270円を 加算
休養室(大)	4時間以内	2,000円	区分廃止		
	6時間以内	3,000円			
	6時間以上 (1時間につき)	600円			

(注) 「休養室(小)」→「休養室」へ表示を変更

5. 施設ごとの見直し内容

(12) スイス村 風のがっこう京都の見直し前後の使用料比較

新時間等区分で現時間等区分から変更がない場合は「－」で表示しています。

① 宿泊（主に観光客利用）

「3. 見直しの考え方」にそって、はしうど荘と比較し、使用料を設定

利用時間 10:00～翌日10:00 → 15:00～翌日10:00

種別	現時間等区分	現行使用料 (税込)	新時間等区分	新使用料 (税別)	(参考)現時間等区分 使用時の新使用料 (税込)
宿泊	大人(中学生以上)/1泊2食付き	8,500円	1人/1泊 ※素泊まり	6,000円	6,600円
	小人(3歳以上～小学生)/1泊2食付き	7,500円			
	2歳以下	無料	(3歳未満)	1,000円	1,100円

② 貸館（主に観光客利用）

「3. 見直しの考え方」にそって、現行使用料を時間単位に利用区分を変更したうえで時間単価等の使用料を設定

利用時間 10:00～翌日10:00 → 9:00～17:00

種別	現時間等区分	現行使用料 (税込)	新時間等区分	新使用料 (税別)	(参考)現時間等区分 使用時の新使用料 (税込)
各会議室 等一時利用	4時間未満	1,000円	4時間以内	1,000円	1,100円
	4時間以上	2,000円	4時間を超える場合 (1時間につき)	250円	9:00～17:00を利用した場合 2,200円

※市民利用は、条例に基づき負担軽減が可能

5. 施設ごとの見直し内容

(13) 久美浜豪商「稲葉本家」の見直し前後の使用料比較

新時間等区分で現時間等区分から変更がない場合は「－」で表示しています。

① 貸館（主に観光客利用）

「3. 見直しの考え方」にそって、現行使用料を時間単位に利用区分を変更したうえで時間単価等の使用料を設定

観覧利用 9:00～16:00（変更なし）
専用利用 9:00～22:00（観覧休館日）、17:30～22:00（観覧開館日）（ともに変更なし）

種別	現時間等区分	現行使用料 （税込）	新時間等区分	新使用料 （税別）	（参考）現時間等区分 使用時の新使用料 （税込）
母屋 （休憩、会議等）	1部屋/4時間未満	3,000円	1部屋/4時間以内	3,000円	3,300円
	1部屋/4時間以上	4,000円	4時間を超える場合 （1時間につき）	750円	9:00～16:00を利用し た場合 5,770円
吟松舎 （休憩、会議等）	1部屋/4時間未満	3,000円	1部屋/4時間以内	3,000円	3,300円
	1部屋/4時間以上	4,000円	4時間を超える場合 （1時間につき）	750円	9:00～16:00を利用し た場合 5,770円
匠処 （陶芸の創作等）	1棟/4時間未満	5,000円	1棟/4時間以内	5,000円	5,500円
	1棟/4時間以上	6,000円	4時間を超える場合 （1時間につき）	1,250円	9:00～16:00を利用し た場合 9,620円
冷暖房器具	1時間につき	200円	1時間につき	200円	220円
茶器	1回につき	1,000円	区分廃止		

※市民利用は、条例に基づき負担軽減が可能

5. 施設ごとの見直し内容

(14) かぶと山公園の見直し前後の使用料比較

新時間等区分で現時間等区分から変更がない場合は「－」で表示しています。

① キャンプ場（主に観光客利用）

「3. 見直しの考え方」にそって、近隣類似施設と比較し、「電源の有無」及び「宿泊の有無」で使用料を設定

宿 泊 14:00～翌日12:00（変更なし）
デイ利用 無 → 9:00～17:00

種別	現時間等区分	現行使用料 （税込）	新時間等区分	新使用料 （税別）	（参考）現時間等区分 使用時の新使用料 （税込）
テントサ イト	1基/1日	3,000円	宿泊/1基	4,000円	4,400円
	宿泊を伴わない 場合の使用/1日	1,000円	デイ利用/1基	2,000円	2,200円
オート キャンプ 場	1区画/1日	3,000円	宿泊/1区画	5,000円	5,500円
	宿泊を伴わない 場合の使用/1日	1,000円	デイ利用/1区画	2,500円	2,750円
フリーサ イト			宿泊/1張	4,000円	4,400円
			デイ利用/1張	2,000円	2,200円

5. 施設ごとの見直し内容

(14) かぶと山公園の見直し前後の使用料比較

新時間等区分で現時間等区分から変更がない場合は「－」で表示しています。

② キャンプ場炊事棟（主に観光客利用）

利用時間 設定なし

種別	現時間等区分	現行使用料 (税込)	新時間等区分	新使用料 (税別)	(参考)現時間等区分 使用時の新使用料 (税込)
キャンプ 場炊事棟	1日(宿泊を伴 わない場合)		区分廃止		
	1～10名	1,500円			
	11～20名	3,000円			
	21～30名	4,500円			
	31～40名	6,000円			
	41～50名	7,500円			
	51～60名	9,000円			
	61～70名	10,500円			
	71～80名	12,000円			
	81～90名	13,500円			
	91名以上	15,000円			

5. 施設ごとの見直し内容

(15) かぶと山虹の家の見直し前後の使用料比較

新時間等区分で現時間等区分から変更がない場合は「－」で表示しています。

① 貸館（主にテレワーク利用）

「3. 見直しの考え方」にそって、現行使用料から税別額を算定し、見直し後も現行使用料を維持

利用時間 8:30～22:00（変更なし）

種別	現時間等区分	現行使用料 （税込）	新時間等区分	新使用料 （税別）	（参考）現時間等区分 使用時の新使用料 （税込）
多目的 ホール	1人/市内利用者/ 昼間4時間未満	330円	－	300円	330円
	1人/市内利用者/ 昼間4時間以上	660円	－	600円	660円
	1人/市内利用者/ 夜間 (18:00～22:00)	660円	－	600円	660円
	1人/市外利用者/ 昼間4時間未満	550円	－	500円	550円
	1人/市外利用者/ 昼間4時間以上	1,100円	－	1,000円	1,100円
	1人/市外利用者/ 夜間 (18:00～22:00)	1,100円	－	1,000円	1,100円

5. 施設ごとの見直し内容

(15) かぶと山虹の家の見直し前後の使用料比較

新時間等区分で現時間等区分から変更がない場合は「－」で表示しています。

② 貸館（全面利用）

「3. 見直しの考え方」にそって、現行使用料から税別額を算定し、見直し後も現行使用料を維持

利用時間 8:30～22:00（変更なし）

種別	現時間等区分	現行使用料 （税込）	新時間等区分	新使用料 （税別）	（参考）現時間等区分 使用時の新使用料 （税込）
多目的 ホール	全面/市内利用者 /昼間4時間未満	3,300円	－	3,000円	3,300円
	全面/市内利用者 /昼間4時間以上	6,600円	－	6,000円	6,600円
	全面/市内利用者 /夜間 (18:00～22:00)	6,600円	－	6,000円	6,600円
	全面/市外利用者 /昼間4時間未満	5,500円	－	5,000円	5,500円
	全面/市外利用者 /昼間4時間以上	11,000円	－	10,000円	11,000円
	全面/市外利用者 /夜間 (18:00～22:00)	11,000円	－	10,000円	11,000円
シャワー	1回	330円	－	300円	330円

(参考)種別ごとの使用料比較

※ 貸館、広場、プール、展示室を除く。

(参考) 種別ごとの改定前後の使用料比較

温泉

施設名	区 分	現行使用料 (税込)	新時間等区分 (利用時間)	新使用料 (税別)	新使用料 (税込)
浅茂川温泉 静の里	入浴/1回	600円	入浴/1回 (10:00～22:00)	550円	600円
はしうど荘	入浴/1回	600円	入浴/1回 (11:00～22:00)	550円	600円
宇川温泉 よし野の里	入浴/1回	600円	入浴/1回 (10:00～21:00)	550円	600円
弥栄あしぎぬ 温泉	入浴/1回	600円	入浴/1回 (10:00～22:00)	550円	600円

(参考) 種別ごとの改定前後の使用料比較

宿泊

施設名	区 分	現行使用料 (税込)	新時間等区分 (利用時間)	新使用料 (税別)	新使用料 (税込)
はしうど荘	1人/1泊	5,000円	1人/1泊 (15:00～翌日10:00)	6,000円	6,600円
			(3歳未満)	1,000円	1,100円
スイス村 風のがっこう 京都	大人(中学生以上)/1泊2食付き	8,500円	1人/1泊 ※素泊まり (15:00～翌日10:00)	6,000円	6,600円
	小人(3歳以上～小学生)/1泊2食付き	7,500円			
	2歳以下	無料	(3歳未満)	1,000円	1,100円

(参考)種別ごとの改定前後の使用料比較

コテージ

施設名	区 分	現行使用料 (税込)	新時間等区分 (利用時間)	新使用料 (税別)	新使用料 (税込)
天女の里	コテージ 1戸	10,000円	1戸 (14:00～翌日10:00)	12,000円	13,200円
	1人につき (小学生以下)	1,000円 (500円)	1人につき	1,500円	1,650円
宇川温泉 よし野の里	宿泊室 1室	12,000円	1室 (15:00～翌日10:00)	12,000円	13,200円
	1人につき	3,000円	1人につき	3,000円	3,300円

バンガロー

施設名	区 分	現行使用料 (税込)	新時間等区分 (利用時間)	新使用料 (税別)	新使用料 (税込)
森林公園 スイス村	日・祝日の前日 夏休み(7月～8 月17日)	10,000円	宿泊/1棟	10,000円	11,000円
	上記以外の日	5,000円	区分廃止		

(参考)種別ごとの改定前後の使用料比較

キャンプ場(宿泊/電源あり)

施設名	区 分	現行使用料 (税込)	新利用区分 (利用時間)	新使用料 (税別)	新使用料 (税込)
天女の里	テントベース	4,000円	宿泊/1基 (14:00～翌日10:00)	5,000円	5,500円
道の駅てんき てんき丹後	オートキャンプ場	5,000円	宿泊(電源あり)/1区画 (11:00～翌日10:00)	5,000円	5,500円
高嶋園地	オートキャンプ場	5,000円	宿泊(電源あり)/1区画 (11:00～翌日10:00)	5,000円	5,500円
かぶと山公園	オートキャンプ場	3,000円	宿泊/1区画 (14:00～翌日12:00)	5,000円	5,500円

(参考)種別ごとの改定前後の使用料比較

キャンプ場(宿泊/電源なし)

施設名	区 分	現行使用料 (税込)	新利用区分 (利用時間)	新使用料 (税別)	新使用料 (税込)
天女の里	フリーサイト	1,000円	宿泊/1張 (14:00～翌日10:00)	4,000円	4,400円
道の駅てんき てんき丹後	オートキャンプ場	5,000円	宿泊(電源なし)/1区画 (11:00～翌日10:00)	4,000円	4,400円
高嶋園地	オートキャンプ場	4,000円	宿泊(電源なし)/1区画 (11:00～翌日10:00)	4,000円	4,400円
森林公園 スイス村	オートキャンプ場 日・祝日の前日 夏休み(7月～8月17日)	4,000円	宿泊/1区画 (11:00～翌日10:00)	4,000円	4,400円
	上記以外の日	2,000円	区分廃止		
かぶと山公園	テントサイト	3,000円	宿泊/1基 (14:00～翌日12:00)	4,000円	4,400円
	フリーサイト	設定なし	宿泊/1張 (14:00～翌日12:00)	4,000円	4,400円

(参考)種別ごとの改定前後の使用料比較

キャンプ場(デイ利用/電源あり)

施設名	区 分	現行使用料 (税込)	新利用区分 (利用時間)	新使用料 (税別)	新使用料 (税込)
天女の里	テントベース	2,000円	デイ利用/1基 (9:00～17:00)	2,500円	2,750円
道の駅てんきてんき丹後	オートキャンプ場	設定なし	デイ(電源あり)/1区画 (9:00～17:00)	2,500円	2,750円
高嶋園地	オートキャンプ場	設定なし	デイ(電源あり)/1区画 (9:00～17:00)	2,500円	2,750円
かぶと山公園	オートキャンプ場	1,000円	デイ利用/1区画 (9:00～17:00)	2,500円	2,750円

(参考)種別ごとの改定前後の使用料比較

キャンプ場(デイ利用/電源なし)

施設名	区 分	現行使用料 (税込)	新利用区分 (利用時間)	新使用料 (税別)	新使用料 (税込)
天女の里	フリーサイト	設定なし	デイ利用/1張 (9:00～17:00)	2,000円	2,200円
道の駅てんき てんき丹後	オートキャンプ場	設定なし	デイ(電源なし)/1区画 (9:00～17:00)	2,000円	2,200円
高嶋園地	オートキャンプ場	設定なし	デイ(電源なし)/1区画 (9:00～17:00)	2,000円	2,200円
森林公園 スイス村	オートキャンプ場	設定なし	デイ利用/1区画 (9:00～17:00)	2,000円	2,200円
かぶと山公園	テントサイト	1,000円	デイ利用/1基 (9:00～17:00)	2,000円	2,200円
	フリーサイト	設定なし	デイ利用/1張 (9:00～17:00)	2,000円	2,200円

使用料等改正一覧

参考資料③
議案第124～131号関係

- ・市外者等の利用、冷暖房料等の実費相当額及び照明使用料を除く附属設備等の使用に係るものは、記載を省略しています。
- ・新時間等区分（案）で現時間等区分から変更がない項目については、「-」で表示しています。
- ・見直しによる新時間等区分（案）で「1時間につき」の使用料区分でない現使用料（税込）1時間あたり、使用時間Dの項目については、「-」で表示しています。
- ・区分のうち、小学校・中学校の学校体育施設等は、社会体育施設で整理しています。
- ・新使用料Eは、使用時間Dの1時間未満は1時間として算出しています。
- ・75%減額後使用料（税込）は、「B×D×25%×1.10（消費税）」で算出しています。

【議案第124号関係】 市長公室 （単位：円）

番号	施設の名称等			所管課	条例の 名称	現時間等 区分	現使用料（税込）		新時間等 区分	新使用料		改定率① C ÷ A × 100	【参考1】	【参考2】				備 考
	区分	名称	詳細				A	1時間あたり		(税別) B	(税込) C		使用料 原価	D	E (B × D + 消費税)	75%減額後 使用料 (税込)	改定率② E ÷ A × 100	
1	駅舎	峰山駅ギャラリー	売店等の設置	政策企画課	京丹後市観光情報施設条例	1㎡以上15㎡未満	5,000	—		5,000	5,500	110%	9,439	—	—	—	—	
		京丹後大宮駅ふれあいホール				15㎡以上30㎡未満	10,000	—		10,000	11,000	110%	18,878	—	—	—	—	
	【第1条】	網野駅網野観光情報センター				30㎡以上45㎡未満	15,000	—		15,000	16,500	110%	26,399	—	—	—	—	
		タリヶ浦木津温泉駅たちばなふれあいセンター				45㎡以上	20,000	—		20,000	22,000	110%	70,778	—	—	—	—	
2	集会施設	五十河地区基幹集落センター	集会場 ※	地域コミュニティ推進課	京丹後市集落センター条例	時間規定なし	無料	—	1時間につき (8:30～18:00)	70	70	皆増	46,100	—	—	10	—	※ 野間地区基幹集落センターについては、集会場使用料設定なし
		野間地区基幹集落センター				時間規定なし	無料	—	1時間につき (18:00～22:00)	170	180	皆増		—	—	40	—	
	【第2条】	会議室等	時間規定なし			無料	—	1時間につき (8:30～18:00)	40	40	皆増	4,438	—	—	10	—		
			時間規定なし			無料	—	1時間につき (18:00～22:00)	100	110	皆増		—	—	20	—		
3	集会施設	久美浜林業センター 久美浜婦人センター 久美浜農業センター 久美浜機業センター 久美浜果樹センター	集会場 ※	地域コミュニティ推進課	京丹後市久美浜林業センター条例 京丹後市久美浜婦人センター条例 京丹後市久美浜農業センター条例 京丹後市久美浜機業センター条例 京丹後市久美浜果樹センター条例 京丹後市久美浜健康センター条例 京丹後市久美浜ぎょそんセンター条例 京丹後市久美浜福祉センター条例	4時間未満（8:30～18:00）	450	79	1時間につき (8:30～18:00)	70	70	—	16,163	4.0時間	300	70	67%	※ 久美浜果樹センターについては、集会場使用料設定なし
						4時間以上（8:30～18:00）	750							9.5時間	770	190	103%	
						18:00～22:00	750	188	1時間につき (18:00～22:00)	170	180	—		4.0時間	740	180	99%	
						4時間未満（8:30～18:00）	300	47	1時間につき (8:30～18:00)	40	40	—		1,038	4.0時間	170	40	
	4時間以上（8:30～18:00）	450	9.5時間			440	110						98%					
	【第3～10条】	会議室等	18:00～22:00			450	113	1時間につき (18:00～22:00)	100	110	—	4.0時間	440		110	98%		
			4時間未満（8:30～18:00）			750	126	1時間につき (8:30～18:00)	110	120	—	2,923	4.0時間		480	120	64%	
			4時間以上（8:30～18:00）			1,200							9.5時間	1,210	300	101%		
【第11条】				18:00～22:00	1,200	300	1時間につき (18:00～22:00)	270	290	—	4.0時間		1,180	290	98%			
4	公会堂	久美浜公会堂	公会堂	久美浜市民局	京丹後市久美浜公会堂条例	4時間未満（8:30～18:00）	750	126	1時間につき (8:30～18:00)	110	120	—	2,923	4.0時間	480	120	64%	
	4時間以上（8:30～18:00）					1,200	9.5時間							1,210	300	101%		
	【第11条】						18:00～22:00	1,200	300	1時間につき (18:00～22:00)	270	290		—	4.0時間	1,180	290	

番号	施設の名称等			所管課	条例の 名称	現時間等 区分	現使用料（税込）		新時間等 区分	新使用料		改定率①	【参考1】	【参考2】				備 考
	区分	名称	詳細				A	1時間あたり		(税別) B	(税込) C	$C \div A$ × 100	使用料 原価	使用時間 D	新使用料 $E (B \times D + \text{消費税})$	75%減額後 使用料 (税込)	改定率② $E \div A$ × 100	
5	その他（占 用等）	行政財産使用料	土地使用料 等	財産活用課	京丹後市行政財産 使用料条例	-	(略)	-	-	現使用料 + 消費税※	現使用料 + 消費税※	110%	-	-	-	-	-	土地使用に係るものであるため使用料原価積算不能 ※ 土地の貸付1月以上等の消費税非課税扱いのものを除き現使用料に消費税分を加算

番号	施設の名称等			所管課	条例の 名称	現時間等 区分	現使用料（税込）		新時間等 区分	新使用料		改定率① C ÷ A × 100	【参考1】	【参考2】				備 考
	区分	名称	詳細				A	1時間あたり		（税別） B	（税込） C		使用料 原価	使用時間 D	新使用料 E (B × D + 消費税)	75%減額後 使用料 （税込）	改定率② E ÷ A × 100	
6	火葬場	火葬場	霊安室	生活環境課	京丹後市火葬場条例	1日につき	3,000	—		2,730	3,000	100%	—	—	—	—	経費を分別することが困難なため使用料原価積算不能	

番号	施設の名称等			所管課	条例の 名称	現時間等 区分	現使用料（税込）		新時間等 区分	新使用料		改定率① C ÷ A × 100	【参考1】	【参考2】				備 考			
	区分	名称	詳細				A	1時間あたり		(税別) B	(税込) C		使用料 原価	使用時間 D	新使用料 E (B × D + 消費税)	75%減額後 使用料 (税込)	改定率② E ÷ A × 100				
7	福祉セン ター・高齢 者福祉施設	峰山総合福祉センター	コミュニティホール	生活福祉課	京丹後市峰山総合 福祉センター条例	9:00～12:30	4,000	1,125	1時間につき (9:00～18:00)	1,020	1,120	-	2,902	3.5時間	4,480	1,120	112%				
						12:30～17:00	5,000							4.5時間	5,610	1,400	112%				
						17:00～22:00	6,000	1,200						1時間につき (18:00～22:00)	1,070	1,170	-		5.0時間	5,830	1,450
			研修室			9:00～12:30	800	225	1時間につき (9:00～18:00)	190	200	-	688	3.5時間	830	200	104%				
						12:30～17:00	1,000							4.5時間	1,040	260	104%				
						17:00～22:00	1,200	240						1時間につき (18:00～22:00)	210	230	-		5.0時間	1,130	280
	【第1条】	和室1・和 室2	9:00～12:30			600	175	1時間につき (9:00～18:00)	180	190	-	676	3.5時間	790	190	132%					
			12:30～17:00			800							4.5時間	990	240	124%					
			17:00～22:00			1,000	200						1時間につき (18:00～22:00)	190	200	-	5.0時間		1,030	250	103%
8	福祉セン ター・高齢 者福祉施設	網野高齢者すこやかセ ンター	和室等	長寿福祉課	京丹後市網野高齢 者すこやかセン ター条例	4時間以上 (10:00～19:00)	2,000	222	1時間につき (10:00～18:00)	180	190	-	31,156	9.0時間	1,790	440	90%				
						4時間未満 (10:00～19:00)	1,000							4.0時間	790	190	79%				
						-	-							1時間につき (18:00～19:00)	190	200	-		4.0時間	800	200
	【第2条】		入浴			60歳以上の者（市 内居住）	200	-	180	190	95%	358	-	-	-	-					
						60歳未満の者（市 内居住）	300	-	270	290	97%		-	-	-	-					
9	福祉セン ター・高齢 者福祉施設	網野社会参加交流ハウ ス	囲炉裏の間	長寿福祉課	京丹後市網野社会 参加交流ハウス条 例	4時間以上 (10:00～22:00)	2,000	167	1時間につき (10:00～18:00)	190	200	-	654	12.0時間	2,590	640	130%				
						4時間未満 (10:00～22:00)	1,000							4.0時間	830	200	83%				
						-	-							1時間につき (18:00～22:00)	210	230	-		4.0時間	920	230
	【第3条】		掘りごたつ の間・畳の 間・陶芸室			4時間以上（10:00 ～22:00）	2,000	167	1時間につき (10:00～18:00)	180	190	-	1,902	12.0時間	2,420	600	121%				
						4時間未満（10:00 ～22:00）	1,000							4.0時間	790	190	79%				
						-	-							1時間につき (18:00～22:00)	190	200	-		4.0時間	830	200
		-				-	-							-	-	-	-		-	-	
10	福祉セン ター・高齢 者福祉施設	弥栄生きがい交流セン ター	レクリエー ション室	長寿福祉課	京丹後市弥栄生き がい交流センター 条例	8:30～17:00	無料	-	1時間につき (8:30～17:00)	70	70	皆増	1,783	-	-	10	-	※ 施設利用率が0の ため使用料原価積算 不能			
			和室等						1時間につき (8:30～17:00)	40	40	皆増	297	-	-	10	-				
	【第4条】		宿泊 ※			1泊につき（4月～ 10月）	400	-	利用区分 廃止	利用区分 廃止	-	-	-	-	-	-	-		-		
						1泊につき（11月 ～3月）	500	-			-	-	-	-	-	-					
						入浴	100	-			-	-	-	-	-	-	-				
11	手数料	やさか老人保健施設ふ くじゅ	診断書料	長寿福祉課	京丹後市やさか老 人保健施設ふく じゅ条例	1通につき	2,000	-	-	2,000	2,200	110%	-	-	-	-	特別会計				
	【第5条】		施設使用料 等領収書再 発行料			1通につき	200	-	-	300	330	165%	-	-	-	-		-			

番号	施設の名称等			所管課	条例の 名称	現時間等 区分	現使用料（税込）		新時間等 区分	新使用料		改定率①	【参考1】	【参考2】				備 考
	区分	名称	詳細				A	1時間あたり		(税別) B	(税込) C	$C \div A \times 100$	使用料 原価	使用時間 D	新使用料 $E(B \times D + \text{消費税})$	75%減額後 使用料 (税込)	改定率② $E \div A \times 100$	
12	農林水産業 振興施設 【第1条】	弥栄農家用貸付住宅	第1号	農業振興課	京丹後市弥栄農家用貸付住宅施設条例	-	規則で定める額		-	32,000	32,000	100%	-	-	-	-	-	非課税
			第2号			-			-	33,000	33,000	100%	-	-	-	-	-	
			第3号			-			-	26,000	26,000	100%	-	-	-	-	-	
			第4号			-			-	26,000	26,000	100%	-	-	-	-	-	
13	農林水産業 振興施設	蒲井シーサイドクラインガルテン	市民農園使用料	農業振興課	京丹後市滞在型市民農園施設条例	1棟1区画につき (年額)	420,000	-	-	400,000	440,000	105%	441,000	-	-	-	-	
	【第2条】																	
14	その他（占用等）	漁港使用料、占用料	土地使用料等	海業水産課	京丹後市漁港管理条例	-	(略)	-	-	現使用料 + 消費税 ※	現使用料 + 消費税 ※	110%	-	-	-	-	-	土地使用に係るものであるため使用料原価積算不能 ※ 土地の貸付1月以上等の消費税非課税扱いのものを除き現使用料に消費税分を加算
	【第3条】																	

番号	施設の名称等			所管課	条例の 名称	現時間等 区分	現使用料（税込）		新時間等 区分	新使用料		改定率① C ÷ A × 100	【参考1】	【参考2】				備 考
							A	1時間あたり		（税別） B	（税込） C		使用料 原価	使用時間 D	新使用料 E（B × D + 消費税）	75%減額後 使用料 （税込）	改定率② E ÷ A × 100	
	区分	名称	詳細															
15	商工業振興 施設	弥栄機業センター	和室	商工振興課	京丹後市弥栄機業 センター条例	昼間1回	200	22	1時間につき （9:00～18:00）	180	190	－	1,277	9.0時間	1,780	440	890%	
			18:00～22:00			400	100	1時間につき （18:00～22:00）	190	200	－	4.0時間		830	200	208%		
	小会議室		昼間1回			150	17	1時間につき （9:00～18:00）	180	190	－	299	9.0時間	1,780	440	1187%		
			18:00～22:00			300	75	1時間につき （18:00～22:00）	190	200	－		4.0時間	830	200	277%		
	【第1条】	母子ホール	昼間1回			1,000	111	1時間につき （9:00～18:00）	230	250	－	913	9.0時間	2,270	560	227%		
			18:00～22:00			2,000	500	1時間につき （18:00～22:00）	350	380	－		4.0時間	1,540	380	77%		
16	商工業振興 施設	峰山織物センター	大会議室	商工振興課	京丹後市織物セン ター条例	9:00～12:30	1,200	375	1時間につき （9:00～18:00）	190	200	－	1,079	3.5時間	830	200	69%	
						12:30～17:00	1,800							4.5時間	1,040	260	58%	
						17:00～22:00	2,500	500						1時間につき （18:00～22:00）	210	230	－	
			小会議室・ 教養室			9:00～12:30	500	163	1時間につき （9:00～18:00）	180	190	－	2,113	3.5時間	790	190	158%	
						12:30～17:00	800							4.5時間	990	240	124%	
						17:00～22:00	1,000	200						1時間につき （18:00～22:00）	190	200	－	
	【第2条】		第1研修室			9:00～12:30	800	225	1時間につき （9:00～18:00）	180	190	－	808	3.5時間	790	190	99%	
						12:30～17:00	1,000							4.5時間	990	240	99%	
						17:00～22:00	1,500	300						1時間につき （18:00～22:00）	190	200	－	
			第2研修室			9:00～12:30	600	175	1時間につき （9:00～18:00）	180	190	－	512	3.5時間	790	190	132%	
						12:30～17:00	800							4.5時間	990	240	124%	
						17:00～22:00	1,200	240						1時間につき （18:00～22:00）	190	200	－	

番号	施設の名称等			所管課	条例の 名称	現時間等 区分	現使用料（税込）		新時間等 区分	新使用料		改定率① C ÷ A × 100	【参考1】 使用料 原価	【参考2】				備 考
							A	1時間あたり		（税別） B	（税込） C			使用時間 D	新使用料 E（B × D + 消費税）	75%減額後 使用料 （税込）	改定率② E ÷ A × 100	
	区分	名称	詳細															
17	商工業振興 施設	大宮織物ホール	大ホール	商工振興課	京丹後市織物セン ター条例	9:00～12:30	5,000	1,250	1時間につき （9:00～18:00）	1,020	1,120	-	4,547	3.5時間	4,480	1,120	90%	
						12:30～17:00	5,000							4.5時間	5,610	1,400	112%	
						17:00～22:00	8,000	1,600	1時間につき （18:00～22:00）	1,070	1,170	-		5.0時間	5,830	1,450	73%	
						9:00～17:00	12,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	【第2条】	大ホール予備 室	9:00～12:30			300	75	1時間につき （9:00～18:00）	70	70	-	40,952	3.5時間	300	70	100%		
			12:30～17:00			300							4.5時間	380	90	127%		
			17:00～22:00			400	80	1時間につき （18:00～22:00）	70	70	-		5.0時間	380	90	95%		
			9:00～17:00			700	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
18	観光施設	天女の里交流施設 てんきてんき村オート キャンプ場 てんきてんき村多目的 広場 高嶋園地	キャンプ 場	観光振興課	京丹後市天女の里 交流施設条例 京丹後市てんきて んき村関連施設条 例 京丹後市丹後半島 森林公園条例 京丹後市かぶと山 公園キャンプ場条 例	1区画（張）につ き	1,000 2,000 3,000 4,000 5,000	-	-	電源有 5,000 電源無 4,000	電源有 5,500 電源無 4,400	88 ～440%	5,241	-	-	-	-	※ 丹後半島森林公園 については、経費を 分別することが困難 なため使用料原価積 算不能
	【第3・6・ 10・11】	丹後半島森林公園 ※ かぶと山公園キャンプ 場				日中利用につき	設定なし 1,000 2,000	-	-	電源有 2,500 電源無 2,000	電源有 2,750 電源無 2,200	138% ～皆増	1,426	-	-	-	-	
19	観光施設	コミュニティプラザ	キャンプ 使用	観光振興課	京丹後市てんきて んき村関連施設条 例	1区画につき	5,000	-	-	利用区分 廃止	利用区分 廃止	-	-	-	-	-	-	施設利用率が0のため 使用料原価積算不能
	【第11条】																	
20	観光施設	天女の里交流施設	コテージ	観光振興課	京丹後市天女の里 交流施設条例	1泊につき	10,000+ （利用者数 ×1,000 ※）	-	-	12,000+ （利用者数 ×1,500）	13,200+ （利用者数 ×1,650）	135%	17,367	-	-	-	-	※ 現料金は、小学生 以下は500円
	【第3条】					1時間につき （9:00～22:00）	1,000	-	1時間につき （9:00～17:00）	1,000	1,100	110%	868	-	-	-	-	
21	観光施設	丹後半島森林公園	バンガロー	観光振興課	京丹後市丹後半島 森林公園条例	1泊につき（日・ 祝日の前日等）	10,000	-	1泊につき （11:00～翌日 10:00）	10,000	11,000	110%	-	-	-	-	-	経費を分別すること が困難なため使用料 原価積算不能
	【第6条】					上記以外	5,000	-				220%	-	-	-	-	-	
22	観光施設	農林漁業体験実習館、 地域休養施設（はしう ど荘）	宿泊	観光振興課	京丹後市てんきて んき村関連施設条 例	1人につき1泊	5,000	-	1人につき1泊 （3歳以上）	6,000	6,600	132%	36,952	-	-	-	-	
	【第11条】					1人につき1泊 （3歳未満）	1,000	1,100	22%	-	-	-		-				
23	観光施設	宇川温泉よし野の里	宿泊	観光振興課	京丹後市てんきて んき村関連施設条 例	1人につき1泊	3,000	-	-	3,000	3,300	110%	14,036	-	-	-	-	
	【第11条】					1室につき1泊	12,000	-	-	12,000	13,200	110%		-	-	-	-	
24	観光施設	スイス村体験交流宿泊 施設「風のがっこう京 都」	宿泊	観光振興課	京丹後市丹後半島 森林公園条例	1人につき1泊 （中学生以上） ※2食付	8,500	-	1人につき1泊 （3歳以上）	6,000	6,600	-	14,015	-	-	-	-	
	【第6条】					1人につき1泊 （小学生以下） ※2食付・2歳以下 無料	7,500	-	1人につき1泊 （3歳未満）	1,000	1,100	-		-	-	-	-	

番号	施設の名称等			所管課	条例の 名称	現時間等 区分	現使用料（税込）		新時間等 区分	新使用料		改定率① C ÷ A × 100	【参考1】 使用料 原価	【参考2】				備 考	
	区分	名称	詳細				A	1時間あたり		(税別) B	(税込) C			D	E (B × D + 消費税)	75%減額後 使用料 (税込)	改定率② E ÷ A × 100		
25	観光施設	浅茂川温泉静の里 はしうど荘 宇川温泉よし野の里 弥栄あしぎぬ温泉	温泉	観光振興課	京丹後市浅茂川温泉静の里条例 京丹後市てんきてんき村関連施設条例 京丹後市弥栄あしぎぬ温泉条例	1人につき1回	600	—		550	600	100%	764	—	—	—	—		
	【第5・7・11条】																		
26	観光施設	スイス村高原休養センター	入浴	観光振興課	京丹後市丹後半島森林公園条例	中学生以上	500	—	1人につき1回	500	550	110%	—	—	—	—	—	経費を分別することが困難なため使用料原価積算不能	
	【第6条】					小学生以下	300	—				183%		—	—	—	—		
27	観光施設	天女の里交流施設	加工研究室	観光振興課	京丹後市天女の里交流施設条例	9:00～12:30	200	58	4時間以内 (9:00～22:00)	240	260	—	9,256	3.5時間	260	60	130%	※ 研修室については、施設利用率が0のため使用料原価積算不能	
						12:30～17:00	250		4時間を超える場合 (1時間につき)	60	60	—	2,314	4.5時間	330	80	132%		
						17:00～22:00	300							5.0時間	330	80	110%		
			地域特産物製造室			9:00～12:30	300	81	4時間以内 (9:00～22:00)	320	350	—	3,428	3.5時間	350	80	117%		
						12:30～17:00	350		4時間を超える場合 (1時間につき)	80	80	—	857	4.5時間	440	110	126%		
						17:00～22:00	400							5.0時間	440	110	110%		
	【第3条】		研修室 ※・ 体験実習室			9:00～12:30	600	185	4時間以内 (9:00～22:00)	720	790	—	33,132	3.5時間	790	190	132%		
						12:30～17:00	800		4時間を超える場合 (1時間につき)	180	190	—	8,283	4.5時間	990	240	124%		
						17:00～22:00	1,000							5.0時間	990	240	99%		
	28		観光施設			小町公園	小町の舎研修室	観光振興課	京丹後市小町公園条例	半日につき (10:00～17:00)	2,000	571	4時間以内	2,280	2,500	—	98,965		3.5時間
【第4条】		4時間を超える場合 (1時間につき)	570	620	—								24,741						
29	観光施設	農林漁業体験実習館、 地域休養施設（はしうど荘）	個室	観光振興課	京丹後市てんきてんき村関連施設条例	1室につき1日 (9:00～18:00)	5,000	556	4時間以内 (9:00～18:00)	2,240	2,460	—	—	9.0時間	5,540	1,380	111%	経費を分別することが困難なため使用料原価積算不能	
			会議室			1室につき1日 (9:00～18:00)	8,000	—	利用区分 廃止	610	—	—	—						—
	【第11条】		研修室			1室につき1日 (9:00～18:00)	8,000	889	4時間以内 (9:00～18:00)	3,560	3,910	—	—	9.0時間	8,810	2,200	110%		
						4時間を超える場合 (1時間につき)	890	970	—	—									
30	観光施設	宇川温泉よし野の里	大広間	観光振興課	京丹後市てんきてんき村関連施設条例	1室につき1日 (9:00～18:00)	8,000	889	4時間以内 (9:00～18:00)	3,560	3,910	—	—	9.0時間	8,810	2,200	110%	経費を分別することが困難なため使用料原価積算不能	
			加工試作室			1室につき1日 (9:00～18:00)	5,000	556	4時間以内 (9:00～18:00)	2,240	2,460	—	—						9.0時間
	【第11条】					宿泊棟広間	1室につき1日 (9:00～18:00)	7,000	778	4時間以内 (9:00～18:00)	3,120	3,430	—	—	9.0時間	7,720	1,930		
							4時間を超える場合 (1時間につき)	780	850	—	—								

番号	施設の名称等			所管課	条例の 名称	現時間等 区分	現使用料（税込）		新時間等 区分	新使用料		改定率① C ÷ A × 100	【参考1】	【参考2】				備 考	
	区分	名称	詳細				A	1時間あたり		(税別) B	(税込) C		使用料 原価	使用時間 D	新使用料 E (B × D + 消費税)	75%減額後 使用料 (税込)	改定率② E ÷ A × 100		
31	観光施設	郷土文化保存伝習施設 (伝習館)	多目的研修 室	観光振興課	京丹後市てんきて んき村関連施設条 例	1室につき1日 (9:00～18:00)	8,000	889	4時間以内 (9:00～18:00)	3,560	3,910	－	36,140	9.0時間	8,810	2,200	110%		
	【第11条】		体験室			1室につき1日 (9:00～18:00)	5,000	556	4時間以内 (9:00～18:00)	2,240	2,460	－	41,328	9.0時間	5,540	1,380	111%		
32	観光施設	スイス村高原休養セン ター	休養室 (小)	観光振興課	京丹後市丹後半島 森林公園条例	4時間以内 (13:00～20:00)	1,000	250	4時間以内 (13:00～20:00)	1,000	1,100	－	－	4.0時間	1,100	270	110%	経費を分別すること が困難なため使用料 原価積算不能	
	6時間以内 (13:00～20:00)					1,500	250	4時間を超える場合 (1時間につき)	250	270	－	－	6.0時間	1,650	410	110%			
	6時間以上 (13:00～20:00)					2,000	286						7.0時間	1,920	480	96%			
	【第6条】		休養室 (大)			4時間以内 (13:00～20:00)	2,000	500	－	利用区分 廃止	利用区分 廃止	－	－	－	－	－	－		－
						6時間以内 (13:00～20:00)	3,000	500	－	利用区分 廃止	利用区分 廃止	－	－	－	－	－	－		
						6時間以上 (13:00～20:00)	3,600	514	－	－	－	－	－	－	－	－	－		
33	観光施設	スイス村体験交流宿泊 施設「風のがっこう京 都」	会議室	観光振興課	京丹後市丹後半島 森林公園条例	4時間以上	2,000	250	4時間以内 (9:00～17:00)	1,000	1,100	－	－	8.0時間	2,200	550	110%	経費を分別すること が困難なため使用料 原価積算不能	
	【第6条】					4時間未満	1,000	250	4時間を超える場合 (1時間につき)	250	270	－	－	4.0時間	1,100	270	110%		
34	観光施設	久美浜豪商「稲葉本 家」	母屋・吟松 舎 ※1	観光振興課	京丹後市久美浜豪 商「稲葉本家」条 例	4時間未満	3,000	750	4時間以内	3,000	3,300	110%	184,621	－	－	820	－	※1 吟松舎について は、施設利用率が0の ため使用料原価積算 不能 ※2 施設利用率が0の ため使用料原価積算 不能	
			4時間以上			4,000	308 889	4時間を超える場合 (1時間につき)	750	820	－	46,155	－	－	－	－			
	【第8条】		匠処 ※2			4時間未満	5,000	1,250	4時間以内	5,000	5,500	110%	－	－	－	1,370	－		
						4時間以上	6,000	462 1,333	4時間を超える場合 (1時間につき)	1,250	1,370	－	－	－	－	－	－		
35	観光施設	かぶと山虹の家	多目的ホール	観光振興課	京丹後市かぶと山 虹の家条例	1人につき・4時間 未満 (8:30～18:00)	330	－	－	300	330	100%	－	－	－	－	－		
	1人につき・4時間 以上 (8:30～18:00)					660	－	－	600	660	100%	－	－	－	－	－			
	1人につき (18:00～22:00)					660	－	－	600	660	100%	－	－	－	－	－			
	【第9条】					全面・4時間未満 (8:30～18:00)	3,300	－	－	3,000	3,300	100%	－	－	－	820	－		
						全面・4時間以上 (8:30～18:00)	6,600	－	－	6,000	6,600	100%	－	－	－	1,650	－		
						全面 (18:00～22:00)	6,600	－	－	6,000	6,600	100%	－	－	－	1,650	－		

番号	施設の名称等			所管課	条例の 名称	現時間等 区分	現使用料（税込）		新時間等 区分	新使用料		改定率① C ÷ A × 100	【参考1】	【参考2】				備 考	
	区分	名称	詳細				A	1時間あたり		(税別) B	(税込) C		使用料 原価	D	E (B × D + 消費税)	75%減額後 使用料 (税込)	改定率② E ÷ A × 100		
36	観光施設	小町公園	イベント展望 ゾーン等	観光振興課	京丹後市小町公園 条例	半日につき (10:00～17:00)	2,000 ※1	571	4時間以内 (10:00～17:00)	2,280	2,500 ※2	－	48,057	3.5時間	2,500	620	125%	※1 半日料金。宿泊 を伴うものは、1泊に つき3,000円を加算 ※2 キャンプ利用 は、1泊1張につき 3,300円を加算	
	【第4条】								4時間を超える場合 (1時間につき)	570	620 ※2	－	12,014						
37	観光施設	てんきてんき村多目的 広場	広場	観光振興課	京丹後市てんきて んき村関連施設条 例	1日につき (9:00～18:00)	5,000	556	4時間以内 (9:00～18:00)	2,240	2,460	－	64,372	9.0時間	5,540	1,380	111%		
	【第11条】								4時間を超える場合 (1時間につき)	560	610	－	16,093						
38	観光施設	高嶋園地	駐車場	観光振興課	京丹後市てんきて んき村関連施設条 例	大型車1台につき	2,000	－	バス等の大型車1台 につき	2,000	2,200	110%	－	－	－	－	－	土地使用に係るもの であるため使用料原 価積算不能	
	【第11条】					大型車以外1台に つき	1,000	－	－	1,000	1,100	110%	－	－	－	－	－		
39	観光施設	網野温泉プール	プ ール	観光振興課	京丹後市浅茂川温 泉静の里条例	1回券 (高校生以上)	400	－	－	370	400	100%	1,519	－	－	－	－		
	1回券 (中学生以下)					200	－	－	190	200	100%	－		－	－	－	－		
	【第5条】					占有使用・一般 (4時間以内)	2,000	－	－	1,820	2,000	100%		－	－	－	－		－
						占有使用・一般 (4時間以上)	4,000	－	－	3,640	4,000	100%		－	－	－	－		－
40	観光施設	宇川温泉よし野の里	ゲートボール場	観光振興課	京丹後市てんきて んき村関連施設条 例	1面1日につき (9:00～18:00)	3,000	333	1面につき4時間以内 (9:00～18:00)	1,320	1,450	－	－	9.0時間	3,260	810	109%	経費を分別すること が困難なため使用料 原価積算不能	
	【第11条】								1面につき4時間を超 える場合 (1時間につき)	330	360	－	－						
41	観光施設	丹後半島森林公園	テニスコート	観光振興課	京丹後市丹後半島 森林公園条例	1時間につき (8:30～17:00)	1,500 ※1	－	－	1,500 ※1	1,650 ※2	110%	－	－	－	410	－	経費を分別すること が困難なため使用料 原価積算不能 ※1 1時間以降は1時 間につき500円加算 ※2 1時間以降は1時 間につき550円加算	
	【第6条】																		
42	観光施設	小町公園	小町の舎展 示室入館料	観光振興課	京丹後市小町公園 条例	大人	200	－	－	200	220	110%	3,984	－	－	－	－		
	【第4条】					小・中学生	100	－	－	100	110	110%		－	－	－	－		

番号	施設の名称等			所管課	条例の 名称	現時間等 区分	現使用料（税込）		新時間等 区分	新使用料		改定率① C ÷ A × 100	【参考1】	【参考2】				備 考
	区分	名称	詳細				A	1時間あたり		(税別) B	(税込) C		使用料 原価	使用時間 D	新使用料 E (B × D + 消費税)	75%減額後 使用料 (税込)	改定率② E ÷ A × 100	
43	その他（占 用等）	法定外公共物占用料 道路占用料 海岸占用料 アメニティー久美浜公 園使用料	土地使用料 等	管理課	京丹後市法定外公 共物の管理及び使 用に関する条例 京丹後市道路占用 料徴収条例 京丹後市海岸管理 条例 京丹後市アメニ ティー久美浜公園 条例	-	(略)	-		現使用料 + 消費税 ※	現使用料 + 消費税 ※	110%	-	-	-	-	-	土地使用に係るもの であるため使用料原 価積算不能 ※ 土地の貸付1月以 上等の消費税非課税 扱いのものを除き現 使用料に消費税分を 加算
【第1～4 条】																		
44	都市公園	峰山途中ヶ丘公園	京丹後はご ろも陸上競 技場	都市計画・ 建築住宅課	京丹後市都市公園 条例	全面利用・1時間 につき (9:00～17:00 (19:00))	2,200	-		2,000	2,200	100%	-	-	-	550	-	※ 管理棟について は、経費を分別する ことが困難なため使 用料原価積算不能
						1人（大人）につ き1回・4時間以内	220	-		200	220	100%	-	-	-	-	-	
						1人（小人・高校 生以下）につき1 回・4時間以内	110	-		100	110	100%	-	-	-	-	-	
	【第5条】	グラウンドゴルフ コース	1時間につき (9:00～17:00)			400	-		360	390	98%	2,571	-	-	90	-		
		管理棟 ※ (ホール)	1時間につき (9:00～17:00)			300	-		270	290	97%	-	-	-	70	-		
		管理棟 ※ (予備室)	1時間につき (9:00～17:00)			200	-		180	190	95%	-	-	-	40	-		
45	都市公園	峰山総合公園	京丹後夢球 場	都市計画・ 建築住宅課	京丹後市都市公園 条例	1時間につき (9:00～17:00)	800	-		730	800	100%	5,917	-	-	200	-	
			1時間につき (9:00～22:00)			300	-		270	290	97%	583	-	-	70	-		
	【第5条】		照明使用料 (1時間につき)			500	-		450	490	98%		-	-	120	-		
			サブグラウンド			1時間につき (9:00～17:00)	400	-		360	390	98%	1,394	-	-	90	-	
46	都市公園	八丁浜シーサイ ドパー ク	京丹後うらし まフィールド	都市計画・ 建築住宅課	京丹後市都市公園 条例	1時間につき (9:00～17:00)	800	-		730	800	100%	13,989	-	-	200	-	※ 土地使用に係るも のであるため使用料 原価積算不能・内税
	【第5条】		臨時 駐車場 ※			1日 (8:00～ 16:00)	500	-		1,000	1,000	200%	-	-	-	-	-	

番号	施設の名称等			所管課	条例の 名称	現時間等 区分	現使用料（税込）		新時間等 区分	新使用料		改定率①	【参考1】	【参考2】				備 考
							A	1時間あたり		（税別） B	（税込） C		C ÷ A × 100	使用料 原価	使用時間 D	新使用料 E（B × D + 消費税）	75%減額後 使用料 （税込）	
	区分	名称	詳細															
47	社会体育施設	大宮自然運動公園 久美浜中央運動公園	テニスコート	生涯学習課	京丹後市社会体育施設条例	8:30～12:00	400	104	1時間につき （8:30～22:00）	90	90	－	259	3.5時間	390	90	98%	
	13:00～17:00					400	4.0時間							390	90	98%		
	18:00～22:00					1,000	150							照明使用料 （1時間につき）	140	150	－	
	－																	
48	社会体育施設	網野体育センター	テニスコート	生涯学習課	京丹後市社会体育施設条例	8:30～12:00	200	52	1時間につき （8:30～22:00）	50	50	－	2,164	3.5時間	220	50	110%	
	13:00～17:00					200	4.0時間							220	50	110%		
	18:00～22:00					500	75							照明使用料 （1時間につき）	70	70	－	
	－																	
49	社会体育施設	紅葉ヶ丘運動場 学校体育施設 ※	テニスコート	生涯学習課	京丹後市社会体育施設条例 京丹後市立学校体育施設等の利用等に関する条例	8:30～12:00	無料	－	1時間につき （8:30～22:00）	無料	無料	－	2,863	3.5時間	－	－	－	※ 学校体育施設については、経費を分別することが困難なため使用料原価積算不能
	13:00～17:00					無料	4.0時間							－	－	－		
	18:00～22:00					500	125							照明使用料 （1時間につき）	110	120	－	
	－																	
50	社会体育施設	大宮自然運動公園 久美浜中央運動公園	グラウンド	生涯学習課	京丹後市社会体育施設条例	8:30～12:00	750 ※1	196	1時間につき （8:30～17:00・22:00 ※3）	180 ※2	190	－	1,941	3.5時間	790	190	105%	※1 半面利用 ※2 A・Bの1コートにつき ※3 大宮自然運動公園の時間等区分 ※4 ソフトボールコートの使用料 ※5 野球コートの使用料
	13:00～17:00					750 ※1	4.0時間							790	190	105%		
	18:00～22:00 ※3					2,000 ※4	313							照明使用料 ※3 （1時間につき）	280	300	－	
	－																	
	18:00～22:00 ※3					6,000 ※5	196	照明使用料 ※3 （1時間につき）	1,190	1,300	－	4.0時間		6,020	1,500	100%		
	－											1,313						
51	社会体育施設	豊栄山村広場 弥栄総合運動公園	グラウンド	生涯学習課	京丹後市社会体育施設条例	8:30～12:00	800	209	1時間につき （8:30～22:00）	180	190	－	1,645	3.5時間	790	190	99%	
	13:00～17:00					800	4.0時間							790	190	99%		
	18:00～22:00					2,000	300							照明使用料 （1時間につき）	280	300	－	
	－																	
52	社会体育施設	網野グラウンド 学校体育施設 ※1 旧学校体育施設	グラウンド	生涯学習課	京丹後市社会体育施設条例 京丹後市立学校体育施設等の利用等に関する条例	8:30～12:00	無料	－	1時間につき （8:30～17:00・22:00 ※2）	無料	無料	－	856	3.5時間	－	－	－	※1 学校体育施設については、経費を分別することが困難なため使用料原価積算不能 ※2 施設により時間等区分なし
	13:00～17:00					無料	4.0時間							－	－	－		
	18:00～22:00 ※2					1,500	375							照明使用料 ※2 （1時間につき）	340	370	－	
	－																	

番号	施設の名称等			所管課	条例の 名称	現時間等 区分	現使用料（税込）		新時間等 区分	新使用料		改定率① C ÷ A × 100	【参考1】	【参考2】				備 考						
	区分	名称	詳細				A	1時間あたり		(税別) B	(税込) C		使用料 原価	使用時間 D	新使用料 E (B × D + 消費税)	75%減額後 使用料 (税込)	改定率② E ÷ A × 100							
53	社会体育施設	大宮社会体育館 網野体育センター 丹後社会体育館 弥栄総合運動公園	体育館	生涯学習課	京丹後市社会体育施設条例	8:30～12:00	1,000	261	1時間につき (8:30～22:00)	240	260	-	728	3.5時間	1,050	260	105%							
	【第5条】																							
54	社会体育施設	学校体育施設 ※ 旧学校体育施設 (バレーボールコート2 面利用可能施設)	体育館	生涯学習課	京丹後市立学校体育施設等の利用等に関する条例 京丹後市社会体育施設条例	8:30～12:00	800	209	1時間につき (8:30～22:00)	190	200	-	3,358	3.5時間	830	200	104%	※ 学校体育施設については、経費を分別することが困難なため使用料原価積算不能						
	【第1・5条】																							
55	社会体育施設	学校体育施設 ※ 旧学校体育施設 (バレーボールコート1 面利用可能施設)	体育館	生涯学習課	京丹後市立学校体育施設等の利用等に関する条例 京丹後市社会体育施設条例	8:30～12:00	400	104	1時間につき (8:30～22:00)	90	90	-	3,382	3.5時間	390	90	98%	※ 学校体育施設については、経費を分別することが困難なため使用料原価積算不能						
	【第1・5条】																							
56	社会体育施設	いさなごコート ふれあいスポーツ広場※ 弥栄総合運動公園 久美浜中央運動公園	屋根付ゲート ボール場	生涯学習課	京丹後市社会体育施設条例 京丹後市マスターズビレッジ条例	8:30～12:00	400	104	1時間につき (8:30～22:00)	90	90	-	795	3.5時間	390	90	98%	※ ふれあいスポーツ広場の施設種別は、「その他社会教育関係施設」であるが、施設利用の形態から、便宜上「社会体育施設」で整理						
	【第4・5条】								1,500	275	照明使用料 (1時間につき)	250		270	-	4.0時間	1,490		370	99%				
57	社会体育施設	網野グラウンド	屋根付ゲート ボール場	生涯学習課	京丹後市社会体育施設条例	8:30～12:00	300	78	1時間につき (8:30～22:00)	70	70	-	933	3.5時間	300	70	100%							
	【第5条】																							
58	社会体育施設	網野体育センター 学校体育施設 ※	格技場等	生涯学習課	京丹後市社会体育施設条例 京丹後市立学校体育施設等の利用等に関する条例	8:30～12:00	400	104	1時間につき (8:30～22:00)	90	90	-	284	3.5時間	390	90	98%	※ 学校体育施設については、経費を分別することが困難なため使用料原価積算不能						
	【第1・5条】																							
59	社会体育施設	学校施設	教室等	生涯学習課	京丹後市立学校体育施設等の利用等に関する条例	8:30～12:00	400	104	1時間につき (8:30～22:00)	90	90	-	-	3.5時間	390	90	98%	経費を分別することが困難なため使用料原価積算不能						
	【第1条】																							
60	社会体育施設	久美浜湾カヌーセンター	占有利用	生涯学習課	京丹後市久美浜湾カヌーセンター条例	4時間以内 (8:30～17:00)	4,400	-	-	4,000	4,400	100%	-	-	-	1,100	-							
			個人利用			大人・4時間以内 (8:30～17:00)	220	-	-	200	220	100%	-	-	-	-	-							
						小人（高校生以下）・4時間以内 (8:30～17:00)	110	-	-	100	110	100%	-	-	-	-	-							
	【第8条】		艇保管料			1艇につき1箇月	550 770 1,100	-	-	500 700 1,000	550 770 1,100	100%	-	-	-	-	-							

番号	施設の名称等			所管課	条例の 名称	現時間等 区分	現使用料（税込）		新時間等 区分	新使用料		改定率① C ÷ A × 100	【参考1】 使用料 原価	【参考2】				備 考
	区分	名称	詳細				A	1時間あたり		(税別) B	(税込) C			D	E (B × D + 消費税)	75%減額後 使用料 (税込)	改定率② E ÷ A × 100	
61	公民館	峰山地域公民館 丹後地域公民館 弥栄地域公民館	【丹後・弥栄】 大ホール	生涯学習課	京丹後市公民館条例	9:00～12:00	3,000	1,000	1時間につき (9:00～18:00)	1,020	1,120	-	7,488	3.0時間	3,360	840	112%	
						13:00～17:00	4,000							4.0時間	4,480	1,120	112%	
						18:00～22:00	4,000	1,000						1時間につき (18:00～22:00)	1,070	1,170	-	
			【峰山】 大会議室			9:00～12:00	2,700	900	1時間につき (9:00～18:00)	890	970	-	2,839	3.0時間	2,930	730	109%	
						13:00～17:00	3,600							4.0時間	3,910	970	109%	
						18:00～22:00	3,600	900						1時間につき (18:00～22:00)	980	1,070	-	
			【弥栄】 大会議室			9:00～12:00	1,500	500	1時間につき (9:00～18:00)	230	250	-	2,742	3.0時間	750	180	50%	
						13:00～17:00	2,000							4.0時間	1,010	250	51%	
						18:00～22:00	2,000	500						1時間につき (18:00～22:00)	350	380	-	
			【丹後】 和室			9:00～12:00	400	143	1時間につき (9:00～18:00)	230	250	-	1,981	3.0時間	750	180	188%	
						13:00～17:00	600							4.0時間	1,010	250	168%	
						18:00～22:00	600	150						1時間につき (18:00～22:00)	350	380	-	
	【峰山】 練習室 講義室		9:00～12:00			900	300	1時間につき (9:00～18:00)	190	200	-	1,797	3.0時間	620	150	69%		
			13:00～17:00			1,200							4.0時間	830	200	69%		
			18:00～22:00			1,200	300						1時間につき (18:00～22:00)	210	230	-	4.0時間	
	【丹後】 101、201、 202会議室 【弥栄】 2階和室		9:00～12:00			400	143	1時間につき (9:00～18:00)	190	200	-	1,216	3.0時間	620	150	155%		
			13:00～17:00			600							4.0時間	830	200	138%		
			18:00～22:00			600	150						1時間につき (18:00～22:00)	210	230	-	4.0時間	
	【峰山】 第1会議室		9:00～12:00			900	300	1時間につき (9:00～18:00)	180	190	-	1,044	3.0時間	590	140	66%		
			13:00～17:00			1,200							4.0時間	790	190	66%		
			18:00～22:00			1,200	300						1時間につき (18:00～22:00)	190	200	-	4.0時間	
	【峰山】 和室 (Ⅰ)(Ⅱ) 第2会議室 展示室 視聴覚室 【弥栄】 会議室 1階和室		9:00～12:00			400	143	1時間につき (9:00～18:00)	180	190	-	1,379	3.0時間	590	140	148%		
			13:00～17:00			600							4.0時間	790	190	132%		
			18:00～22:00			600	150						1時間につき (18:00～22:00)	190	200	-	4.0時間	
	【峰山・丹後・弥栄】 調理実習室		9:00～12:00			1,200	400	1時間につき (9:00～18:00)	350	380	-	3,545	3.0時間	1,150	280	96%		
			13:00～17:00			1,600							4.0時間	1,540	380	96%		
			18:00～22:00			1,600	400						1時間につき (18:00～22:00)	350	380	-	4.0時間	

番号	施設の名称等			所管課	条例の 名称	現時間等 区分	現使用料（税込）		新時間等 区分	新使用料		改定率① C ÷ A × 100	【参考1】	【参考2】				備 考		
	区分	名称	詳細				A	1時間あたり		(税別) B	(税込) C		使用料 原価	使用時間 D	新使用料 E (B × D + 消費税)	75%減額後 使用料 (税込)	改定率② E ÷ A × 100			
62	農林水産業 振興施設	総合営農指導拠点施設 アグリセンター大宮	視聴覚教育 室・研修室	生涯学習課	京丹後市アグリセ ンター大宮条例	8:30～12:30	1,000	250	1時間につき (8:30～18:00)	180	190	-	821	4.0時間	790	190	79%			
						13:00～17:00	1,000							4.0時間	790	190	79%			
						17:30～22:00	1,000	222		190	200	-		4.5時間	1,030	250	103%			
			調理加工実 習室			8:30～12:30	1,500	375	1時間につき (8:30～18:00)	350	380	-	3,195	4.0時間	1,540	380	103%			
						13:00～17:00	1,500							4.0時間	1,540	380	103%			
						17:30～22:00	1,500	333		350	380	-		4.5時間	1,920	480	128%			
	【第6条】	多目的ホール	8:30～12:30			5,000	1,250	1時間につき (8:30～18:00)	1,020	1,120	-	7,382	4.0時間	4,480	1,120	90%				
			13:00～17:00			5,000							4.0時間	4,480	1,120	90%				
			17:30～22:00			5,000	1,111		1時間につき (18:00～22:00)	1,070	1,170		-	4.5時間	5,830	1,450	117%			
			8:30～17:00			8,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
			13:00～22:00			8,000														
			8:30～22:00			10,000														
63	農林水産業 振興施設	峰山林業総合センター	小会議室	生涯学習課	京丹後市峰山林業 総合センター条例	9:00～12:30	600	175	1時間につき (9:00～18:00)	190	200	-	5,746	3.5時間	830	200	138%	※1 小会議室及び中 会議室の仕切りを外 して利用した場合は 大会議室として利用 ※2 機械及び工具使 用料として、1人につ き100円 ※3 使用料原価は1人 あたりの使用料原価		
						12:30～17:00	800							4.5時間	1,040	260	130%			
						17:00～22:00	1,000	200		210	230	-		5.0時間	1,130	280	113%			
			中会議室			9:00～12:30	800	238	1時間につき (9:00～18:00)	190	200	-	14,978	3.5時間	830	200	104%			
						12:30～17:00	1,100							4.5時間	1,040	260	95%			
						17:00～22:00	1,400	280		210	230	-		5.0時間	1,130	280	81%			
	【第7条】	大会議室 ※1	9:00～12:30			1,200	-	利用区分 廃止	利用区分 廃止	-	-	-	-	-	-	-	-		-	
			12:30～17:00			1,600														-
			17:00～22:00			2,000														-
			林産物加工 実習室			9:00～17:00	無料 ※2	-	1人につき (9:00～13:00)	270	290	皆増	2,526 ※3	-	-	-	-			
									1人につき (13:00～17:00)	270	290	皆増		-	-	-	-			

番号	施設の名称等			所管課	条例の 名称	現時間等 区分	現使用料（税込）		新時間等 区分	新使用料		改定率① C ÷ A × 100	【参考1】	【参考2】				備 考
	区分	名称	詳細				A	1時間あたり		(税別) B	(税込) C		使用料 原価	使用時間 D	新使用料 E (B × D + 消費税)	75%減額後 使用料 (税込)	改定率② E ÷ A × 100	
64	その他社会 教育関係施設	大宮ふれあい工房	1階展示・ 大研修室	生涯学習課	京丹後市マスターズ ビレッジ条例	8:30～12:00	4,000	1,067	1時間につき (8:30～18:00)	890	970	-	4,568	3.5時間	3,910	970	98%	※1 使用料原価は1人 あたりの使用料原価 ※2 施設利用率が0の ため使用料原価積算 不能
						13:00～17:00	4,000							4.0時間	3,910	970	98%	
			18:00～22:00			5,000	1,250	1時間につき (18:00～22:00)	980	1,070	-	4.0時間	4,310	1,070	86%			
			1階研修室			8:30～12:00	1,500	400	1時間につき (8:30～18:00)	180	190	-	1,037	3.5時間	790	190	53%	
						13:00～17:00	1,500							4.0時間	790	190	53%	
						18:00～22:00	1,800	450	1時間につき (18:00～22:00)	190	200	-		4.0時間	830	200	46%	
			1階染色実 習室			8:30～12:00	500	-	1人につき (9:00～13:00)	270	290	58%	2,416 ※1	-	-	-	-	
						13:00～17:00	500	-	1人につき (13:00～17:00)	270	290	58%		-	-	-	-	
			1階陶芸実 習室			8:30～12:00	300	-	1人につき (9:00～13:00)	270	290	97%	2,192 ※1	-	-	-	-	
						13:00～17:00	300	-	1人につき (13:00～17:00)	270	290	97%		-	-	-	-	
			2階会議室1			8:30～12:00	1,000	267	1時間につき (8:30～18:00)	180	190	-	745	3.5時間	790	190	79%	
						13:00～17:00	1,000							4.0時間	790	190	79%	
						18:00～22:00	1,200	300	1時間につき (18:00～22:00)	190	200	-		4.0時間	830	200	69%	
			2階会議室2 ※2			8:30～12:00	1,200	320	1時間につき (8:30～18:00)	180	190	-	-	3.5時間	790	190	66%	
						13:00～17:00	1,200							4.0時間	790	190	66%	
						18:00～22:00	1,500	375	1時間につき (18:00～22:00)	190	200	-		4.0時間	830	200	55%	
65	その他社会 教育関係施設	いさなご工房	施設利用料	生涯学習課	京丹後市いさなご 工房条例	1人1回あたり（半 日につき）	300	-	1人につき (9:00～13:00)	270	290	97%	4,772 ※	-	-	-	-	※ 使用料原価は1人 あたりの使用料原価
	【第3条】						300	-	1人につき (13:00～17:00)	270	290	97%		-	-	-	-	
66	資料館等	琴引浜鳴き砂文化館	入館料	文化財保護 課	京丹後市琴引浜鳴 き砂文化館条例	大人	300	-	-	270	290	97%	1,081	-	-	-	-	
	【第9条】					小・中学生	100	-	-	90	90	90%		-	-	-	-	
67	資料館等	丹後古代の里資料館	入館料	文化財保護 課	京丹後市立資料館 条例	大人	300	-	-	270	290	97%	2,996	-	-	-	-	
	【第10条】					小・中学生	150	-	-	140	150	100%		-	-	-	-	
68	資料館等	郷土資料館	入館料	文化財保護 課	京丹後市立資料館 条例	大人	200	-	-	180	190	95%	3,283	-	-	-	-	
	【第10条】					小・中学生	100	-	-	90	90	90%		-	-	-	-	

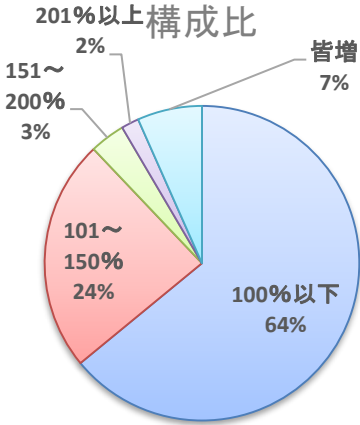
【参考2】改定率毎使用料改定状況

参考資料④
議案第124～131号関係

■貸館施設

(単位:区分・部屋)

改定率	合計	構成比
100%以下	212	64.05%
101～150%	79	23.87%
151～200%	12	3.62%
201%以上	6	1.81%
皆増	22	6.65%
合計	331	100.00%



●旧町別内訳

(単位:区分・部屋)

改定率	峰山	大宮	網野	丹後	弥栄	久美浜	合計	構成比
41～50%	1	1			1		3	0.91%
51～60%	1	5			1	37	44	13.29%
61～70%	9	3				10	22	6.65%
71～80%	2	13	7		2		24	7.25%
81～90%	2	4	6				12	3.63%
91～100%	10	6	1	3	3	84	107	32.33%
101～110%	9	7				10	26	7.85%
111～120%	4	2		3	3		12	3.63%
121～130%	6	2	4				12	3.63%
131～140%	14			3	5		22	6.65%
141～150%	5				2		7	2.11%
151～160%	2			6	2		10	3.02%
161～200%				2			2	0.60%
201～250%					2		2	0.60%
251～300%				1	1		2	0.60%
890%					1		1	0.30%
1187%					1		1	0.30%
皆増	2	8			12		22	6.65%
合計	67	51	18	18	36	141	331	100.00%

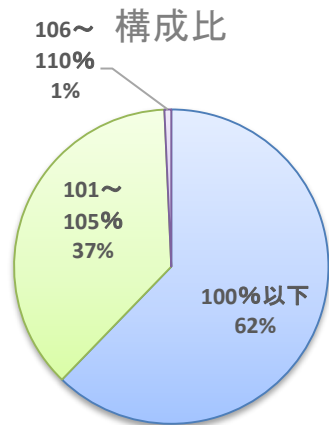
(単位:円)

NO	番号	施設の名称等			現時間等 区分	現使用料 (税込)		新時間等 区分	新使用料		【参考2】			
		区分	名称	詳細		A	1時間あたり		(税別) B	(税込) C	使用時間 D	新使用料 E (B×D +消費税)	75%減額後 使用料 (税込)	改定率 C (E) ÷ A ×100
24	15	商工業振 興施設	弥栄機業センター	和室	昼間1回	200	22	1時間につき (9:00～18:00)	180	190	9.0時間	1,780	440	890%
					18:00～22:00	400	100	1時間につき (18:00～22:00)	190	200	4.0時間	830	200	208%
				小会議室	昼間1回	150	17	1時間につき (9:00～18:00)	180	190	9.0時間	1,780	440	1187%
					18:00～22:00	300	75	1時間につき (18:00～22:00)	190	200	4.0時間	830	200	277%
				母子ホール	昼間1回	1,000	111	1時間につき (9:00～18:00)	230	250	9.0時間	2,270	560	227%
					18:00～22:00	2,000	500	1時間につき (18:00～22:00)	350	380	4.0時間	1,540	380	77%
				和室	9:00～12:00	400	143	1時間につき (9:00～18:00)	230	250	3.0時間	750	180	188%
					13:00～17:00	600					4.0時間	1,010	250	168%
29	61	公民館	丹後地域公民館	和室	18:00～22:00	600	150	1時間につき (18:00～22:00)	350	380	4.0時間	1,540	380	257%

■スポーツ施設

(単位: 区分・施設)

改定率	合計	構成比
95～99%	91	32.04%
100%	85	29.93%
101～105%	106	37.33%
106～110%	2	0.70%
合計	284	100.00%



(単位: 円)

NO	番号	施設の名称等			現時間等 区分	現使用料 (税込)		新時間等 区分	新使用料		【参考2】			
		区分	名称	詳細		A	1時間あたり		(税別) B	(税込) C	使用時間 D	新使用料 E (B × D + 消費税)	75%減額後 使用料 (税込)	改定率 C (E) ÷ A × 100
6	48	社会体育 施設	網野体育センター	テニスコート	8:30～12:00	200	52	1時間につき (8:30～22:00)	50	50	3.5時間	220	50	110%
					13:00～17:00	200					4.0時間	220	50	110%
					18:00～22:00	500					4.0時間	520	130	104%
					-	-	75	照明使用料 (1時間につき)	70	70				

■(参考)昼間・夜間別内訳 【貸館施設】

(単位: 区分・部屋)

改定率	昼間	夜間	合計
100%以下	139	73	212
101～150%	57	22	79
151～200%	8	4	12
201%以上	3	3	6
皆増	14	8	22
合計	221	110	331

【スポーツ施設】

(単位: 区分・施設)

改定率	昼間	夜間	合計
95～99%	47	44	91
100%	83	2	85
101～105%	68	38	106
106～110%	2	0	2
合計	200	84	284

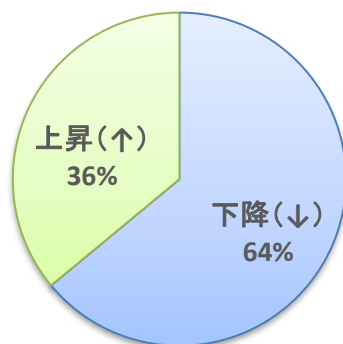
施設名称毎使用料改定状況

■貸館施設

(単位:施設)

状況	峰山	大宮	網野	丹後	弥栄	久美浜	合計	構成比
下降(↓)	3	2	2			9	16	64%
変更なし							0	0%
上昇(↑)	2	2		1	4		9	36%
合計	5	4	2	1	4	9	25	100%

構成比



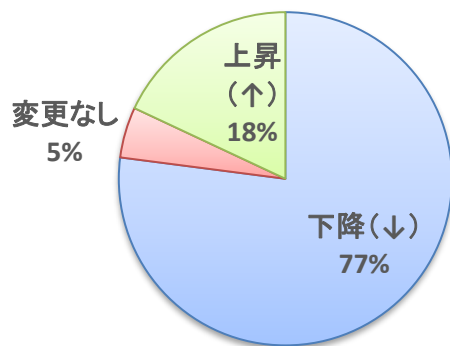
NO	上昇(↑)施設名
20	峰山林業総合センター
21	アグリセンター大宮
24	弥栄機業センター
25	五十河地区基幹集落センター
25	野間地区基幹集落センター
29	丹後地域公民館
30	弥栄地域公民館
33	峰山総合福祉センター
36	弥栄生きがい交流センター

■スポーツ施設

(単位:施設)

状況	峰山	大宮	網野	丹後	弥栄	久美浜	合計	構成比
下降(↓)	11	5	5	7	6	12	46	77%
変更なし			2			1	3	5%
上昇(↑)	2	2	2	2		3	11	18%
合計	13	7	9	9	6	16	60	100%

構成比



NO	上昇(↑)施設名
3	大宮自然運動公園
4	大宮社会体育館
6	網野体育センター
9	丹後社会体育館
13	旧学校体育施設体育館 ※7施設

貸館施設・スポーツ施設使用料改定状況（施設名称で整理）

※判定は、【参考2】改定率の区分毎に上昇及び下降数を単純に比較して、上昇数が多いものは「↑」、下降数が多いものは「↓」、同数は「＝」で表示している。

（単位：円）

NO	番号	施設の名称等			現時間等 区分	現使用料（税込）		新時間等 区分	新使用料		【参考2】				判定	施設数			
		区分	名称	詳細		A	1時間あたり		（税別） B	（税込） C	使用時間 D	新使用料 E（B×D +消費税）	75%減額後 使用料 （税込）	改定率 C（E）÷A ×100					
1	49	社会体育 施設	紅葉ヶ丘運動場	テニスコート	8:30～12:00	無料	-	1時間につき （8:30～22:00）	無料	無料	3.5時間	-	-	100%	↓	1			
					13:00～17:00	無料					4.0時間	-	-	100%					
					18:00～22:00	500					4.0時間	480	120	96%					
					-						125	照明使用料 （1時間につき）	110	120					
2	56	社会体育 施設	いさなごコート	屋根付ゲート ボール場	8:30～12:00	400	104	1時間につき （8:30～22:00）	90	90	3.5時間	390	90	98%	↓	1			
					13:00～17:00	400					4.0時間	390	90	98%					
					18:00～22:00	1,500					4.0時間	1,490	370	99%					
					-						275	照明使用料 （1時間につき）	250	270					
3	50	社会体育 施設	大宮自然運動公園	グラウンド	8:30～12:00	750 ※1	196	1時間につき （8:30～17:00・ 22:00 ※3）	180 ※2	190	3.5時間	790	190	105%	↑	1			
					13:00～17:00	750 ※1					4.0時間	790	190	105%					
					18:00～22:00 ※3	2,000 ※4					4.0時間	2,020	500	101%					
					-						313	照明使用料 ※3 （1時間につき）	280	300					
					18:00～22:00 ※3						196	照明使用料 ※3 （1時間につき）	1,190	1,300			4.0時間	6,020	1,500
					-	6,000 ※5					1,313								
	テニスコート			8:30～12:00	400		104	1時間につき （8:30～22:00）	90	90	3.5時間	390	90	98%					
				13:00～17:00	400						4.0時間	390	90	98%					
				18:00～22:00	1,000						4.0時間	1,010	250	101%					
				-		150					照明使用料 （1時間につき）	140	150						
4	53	社会体育 施設	大宮社会体育館	体育館	8:30～12:00	1,000	261	1時間につき （8:30～22:00）	240	260	3.5時間	1,050	260	105%	↑	1			
					13:00～17:00	1,000					4.0時間	1,050	260	105%					
					18:00～22:00	1,000					4.0時間	1,050	260	105%					

(単位：円)

NO	番号	施設の名称等			現時間等 区分	現使用料（税込）		新時間等 区分	新使用料		【参考2】				判定	施設数					
		区分	名称	詳細		A	1時間あたり		（税別） B	（税込） C	使用時間 D	新使用料 E（B×D ＋消費税）	75%減額後 使用料 （税込）	改定率 C（E）÷A ×100							
5	56	社会体育 施設	ふれあいスポーツ広場※	屋根付ゲート ボール場	8:30～12:00	400	104	1時間につき （8:30～22:00）	90	90	3.5時間	390	90	98%	↓	1					
					13:00～17:00	400					4.0時間	390	90	98%							
					18:00～22:00	1,500					4.0時間	1,490	370	99%							
					－		275	照明使用料 （1時間につき）	250	270											
6	53	社会体育 施設	網野体育センター	体育館	8:30～12:00	1,000	261	1時間につき （8:30～22:00）	240	260	3.5時間	1,050	260	105%	↑	1					
					13:00～17:00	1,000					4.0時間	1,050	260	105%							
					18:00～22:00	1,000					4.0時間	1,050	260	105%							
	48			テニスコート	8:30～12:00	200	52	1時間につき （8:30～22:00）	50	50	3.5時間	220	50	110%							
					13:00～17:00	200					4.0時間	220	50	110%							
					18:00～22:00	500					4.0時間	520	130	104%							
					－		75	照明使用料 （1時間につき）	70	70											
	58			格技場等	8:30～12:00	400	104	1時間につき （8:30～22:00）	90	90	3.5時間	390	90	98%							
					13:00～17:00	400					4.0時間	390	90	98%							
					18:00～22:00	400					4.0時間	390	90	98%							
	7			52	社会体育 施設	網野グラウンド	グラウンド*	8:30～12:00	無料	－	1時間につき （8:30～17:00・ 22:00 ※2）	無料	無料	3.5時間			－	－	100%	＝	1
								13:00～17:00	無料					4.0時間			－	－	100%		
57		屋根付ゲート ボール場	8:30～12:00	300			78	1時間につき （8:30～22:00）	70	70	3.5時間	300	70	100%							
			13:00～17:00	300							4.0時間	300	70	100%							
			18:00～22:00	300							4.0時間	300	70	100%							
8	51	社会体育 施設	豊栄山村広場	グラウンド*	8:30～12:00	800	209	1時間につき （8:30～22:00）	180	190	3.5時間	790	190	99%	↓	1					
					13:00～17:00	800					4.0時間	790	190	99%							
					18:00～22:00	2,000					4.0時間	2,020	500	101%							
					－		300	照明使用料 （1時間につき）	280	300											

(単位：円)

NO	番号	施設の名称等			現時間等 区分	現使用料（税込）		新時間等 区分	新使用料		【参考2】				判定	施設数
		区分	名称	詳細		A	1時間あたり		(税別) B	(税込) C	使用時間 D	新使用料 E (B × D + 消費税)	75%減額後 使用料 (税込)	改定率 C (E) ÷ A × 100		
9	53	社会体育 施設	丹後社会体育館	体育館	8:30～12:00	1,000	261	1時間につき (8:30～22:00)	240	260	3.5時間	1,050	260	105%	↑	1
					13:00～17:00	1,000					4.0時間	1,050	260	105%		
					18:00～22:00	1,000					4.0時間	1,050	260	105%		
10	51	社会体育 施設	弥栄総合運動公園	グラウンド	8:30～12:00	800	209	1時間につき (8:30～22:00)	180	190	3.5時間	790	190	99%	↓	1
					13:00～17:00	800					4.0時間	790	190	99%		
					18:00～22:00	2,000					300	照明使用料 (1時間につき)	280	300		
					－											
	53			体育館	8:30～12:00	1,000	261	1時間につき (8:30～22:00)	240	260	3.5時間	1,050	260	105%		
					13:00～17:00	1,000					4.0時間	1,050	260	105%		
					18:00～22:00	1,000					4.0時間	1,050	260	105%		
	56			屋根付ゲート ボール場	8:30～12:00	400	104	1時間につき (8:30～22:00)	90	90	3.5時間	390	90	98%		
					13:00～17:00	400					4.0時間	390	90	98%		
					18:00～22:00	1,500					275	照明使用料 (1時間につき)	250	270		
					－											
11	50	社会体育 施設	久美浜中央運動公園	グラウンド	8:30～12:00	750 ※1	196	1時間につき (8:30～17:00・ 22:00 ※3)	180 ※2	190	3.5時間	790	190	105%	↓	1
					13:00～17:00	750 ※1					4.0時間	790	190	105%		
	47			テニスコート	8:30～12:00	400	104	1時間につき (8:30～22:00)	90	90	3.5時間	390	90	98%		
					13:00～17:00	400					4.0時間	390	90	98%		
					18:00～22:00	1,000					150	照明使用料 (1時間につき)	140	150		
					－											
	56			屋根付ゲート ボール場	8:30～12:00	400	104	1時間につき (8:30～22:00)	90	90	3.5時間	390	90	98%		
					13:00～17:00	400					4.0時間	390	90	98%		
					18:00～22:00	1,500					275	照明使用料 (1時間につき)	250	270		
					－											

(単位：円)

NO	番号	施設の名称等			現時間等 区分	現使用料（税込）		新時間等 区分	新使用料		【参考2】				判定	施設数
		区分	名称	詳細		A	1時間あたり		（税別） B	（税込） C	使用時間 D	新使用料 E（B×D +消費税）	75%減額後 使用料 （税込）	改定率 C（E）÷A ×100		
12	52	社会体育 施設	旧学校体育施設	グラウンド	8:30～12:00	無料	-	1時間につき （8:30～17:00・ 22:00 ※2）	無料	無料	3.5時間	-	-	100%	↓	10
					13:00～17:00	無料					4.0時間	-	-	100%		
					18:00～22:00 ※2	1,500					4.0時間	1,490	370	99%		
					-		375	照明使用料 ※2 （1時間につき）	340	370						
13	54	社会体育 施設	旧学校体育施設 （バレーボールコート2 面利用可能施設）	体育館	8:30～12:00	800	209	1時間につき （8:30～22:00）	190	200	3.5時間	830	200	104%	↑	7
					13:00～17:00	800					4.0時間	830	200	104%		
					18:00～22:00	800					4.0時間	830	200	104%		
14	55	社会体育 施設	旧学校体育施設 （バレーボールコート1 面利用可能施設）	体育館	8:30～12:00	400	104	1時間につき （8:30～22:00）	90	90	3.5時間	390	90	98%	↓	5
					13:00～17:00	400					4.0時間	390	90	98%		
					18:00～22:00	400					4.0時間	390	90	98%		

(単位：円)

NO	番号	施設の名称等			現時間等 区分	現使用料（税込）		新時間等 区分	新使用料		【参考2】				判定	施設数	
		区分	名称	詳細		A	1時間あたり		(税別) B	(税込) C	使用時間 D	新使用料 E (B × D + 消費税)	75%減額後 使用料 (税込)	改定率 C (E) ÷ A × 100			
15	52	社会体育 施設	学校体育施設	グラウンド	8:30～12:00	無料	-	1時間につき (8:30～17:00・ 22:00 ※2)	無料	無料	3.5時間	-	-	100%	↓	23	
					13:00～17:00	無料					4.0時間	-	-	100%			
					18:00～22:00 ※2	1,500					375	4.0時間	1,490	370			99%
					-							照明使用料 ※2 (1時間につき)	340	370			
	54			体育館（ハ レボールコート2 面）	8:30～12:00	800	209	1時間につき (8:30～22:00)	190	200	3.5時間	830	200	104%			
					13:00～17:00	800					4.0時間	830	200	104%			
					18:00～22:00	800					4.0時間	830	200	104%			
	55			体育館（ハ レボールコート1 面）	8:30～12:00	400	104	1時間につき (8:30～22:00)	90	90	3.5時間	390	90	98%			
					13:00～17:00	400					4.0時間	390	90	98%			
					18:00～22:00	400					4.0時間	390	90	98%			
	49			テニスコート	8:30～12:00	無料	-	1時間につき (8:30～22:00)	無料	無料	3.5時間	-	-	100%			
					13:00～17:00	無料					4.0時間	-	-	100%			
					18:00～22:00	500					125	4.0時間	480	120			96%
					-							照明使用料 (1時間につき)	110	120			
	58			格技場等	8:30～12:00	400	104	1時間につき (8:30～22:00)	90	90	3.5時間	390	90	98%			
					13:00～17:00	400					4.0時間	390	90	98%			
					18:00～22:00	400					4.0時間	390	90	98%			
	59			教室等	8:30～12:00	400	104	1時間につき (8:30～22:00)	90	90	3.5時間	390	90	98%			
					13:00～17:00	400					4.0時間	390	90	98%			
					18:00～22:00	400					4.0時間	390	90	98%			

(単位：円)

NO	番号	施設の名称等			現時間等 区分	現使用料（税込）		新時間等 区分	新使用料		【参考2】				判定	施設数
						A	1時間あたり		（税別） B	（税込） C	使用時間 D	新使用料 E（B×D +消費税）	75%減額後 使用料 （税込）	改定率 C（E）÷A ×100		
		区分	名称	詳細												
16	60	社会体育 施設	久美浜湾カヌーセンター	占有利用	4時間以内 （8:30～17:00）	4,400	—		4,000	4,400	—	—	1,100	100%	＝	1
				個人利用	大人・4時間以内 （8:30～17:00）	220	—		200	220	—	—	—	100%		
					小人（高校生以下） ・4時間以内 （8:30～17:00）	110	—		100	110	—	—	—	100%		
					艇保管料	1艇につき1箇月	550 770 1,100		—	500 700 1,000	550 770 1,100	—	—	—		
17	44	都市公園	峰山途中ヶ丘公園	京丹後はご ろも陸上競 技場	全面利用・1時間 につき （9:00～17:00 （19:00））	2,200	—		2,000	2,200	—	—	550	100%	↓	1
					1人（大人）につ き1回・4時間以内	220	—		200	220	—	—	—	100%		
					1人（小人・高校 生以下）につき1 回・4時間以内	110	—		100	110	—	—	—	100%		
				グラウンドゴルフ コース	1時間につき （9:00～17:00）	400	—		360	390	—	—	90	98%		
				管理棟 ※ （ホール）	1時間につき （9:00～17:00）	300	—		270	290	—	—	70	97%		
				管理棟 ※ （予備室）	1時間につき （9:00～17:00）	200	—		180	190	—	—	40	95%		
				18	45	都市公園	峰山総合公園		京丹後夢球 場	1時間につき （9:00～17:00）	800	—		730		
テニスコート	1時間につき （9:00～22:00）	300	—					270	290	—	—	70		97%		
	照明使用料 （1時間につき）	500	—					450	490	—	—	120		98%		
サブグラウンド	1時間につき （9:00～17:00）	400	—					360	390	—	—	90		98%		
19	46	都市公園	八丁浜シーサイ ドパーク	京丹後うらしま フィールド	1時間につき （9:00～17:00）	800	—		730	800	—	—	200	100%	＝	1

(単位：円)

NO	番号	施設の名称等			現時間等 区分	現使用料（税込）		新時間等 区分	新使用料		【参考2】				判定	施設数
						A	1時間あたり		（税別） B	（税込） C	使用時間 D	新使用料 E（B×D +消費税）	75%減額後 使用料 （税込）	改定率 C（E）÷A ×100		
		区分	名称	詳細												
20	63	農林水産 業振興施設	峰山林業総合センター	小会議室	9:00～12:30	600	175	1時間につき （9:00～18:00）	190	200	3.5時間	830	200	138%	↑	1
					12:30～17:00	800					4.5時間	1,040	260	130%		
					17:00～22:00	1,000	200				1時間につき （18:00～22:00）	210	230	5.0時間		
				中会議室	9:00～12:30	800	238	1時間につき （9:00～18:00）	190	200	3.5時間	830	200	104%		
					12:30～17:00	1,100					4.5時間	1,040	260	95%		
					17:00～22:00	1,400	280				1時間につき （18:00～22:00）	210	230	5.0時間		
				大会議室 ※1	9:00～12:30	1,200	—	利用区分 廃止	利用区分 廃止	—	—	—	—	—		
					12:30～17:00	1,600										
					17:00～22:00	2,000										
				林産物加工 実習室	9:00～17:00	無料 ※2	—	1人につき （9:00～13:00）	270	290	—	—	—	皆増		
								1人につき （13:00～17:00）	270	290	—	—	皆増			
21	62	農林水産 業振興施設	総合営農指導拠点施設ア グリセンター大宮	視聴覚教育 室・研修室	8:30～12:30	1,000	250	1時間につき （8:30～18:00）	180	190	4.0時間	790	190	79%	↑	1
					13:00～17:00	1,000					4.0時間	790	190	79%		
					17:30～22:00	1,000	222	1時間につき （18:00～22:00）	190	200	4.5時間	1,030	250	103%		
				調理加工実 習室	8:30～12:30	1,500	375	1時間につき （8:30～18:00）	350	380	4.0時間	1,540	380	103%		
					13:00～17:00	1,500					4.0時間	1,540	380	103%		
					17:30～22:00	1,500	333	1時間につき （18:00～22:00）	350	380	4.5時間	1,920	480	128%		
				多目的ホール	8:30～12:30	5,000	1,250	1時間につき （8:30～18:00）	1,020	1,120	4.0時間	4,480	1,120	90%		
					13:00～17:00	5,000					4.0時間	4,480	1,120	90%		
					17:30～22:00	5,000	1,111	1時間につき （18:00～22:00）	1,070	1,170	4.5時間	5,830	1,450	117%		
					8:30～17:00	8,000	—	—	—	—	—	—	—			
					13:00～22:00	8,000										
					8:30～22:00	10,000										

(単位：円)

NO	番号	施設の名称等			現時間等 区分	現使用料（税込）		新時間等 区分	新使用料		【参考2】				判定	施設数			
						A	1時間あたり		（税別） B	（税込） C	使用時間 D	新使用料 E（B×D +消費税）	75%減額後 使用料 （税込）	改定率 C（E）÷A ×100					
		区分	名称	詳細															
22	16	商工業振 興施設	峰山織物センター	大会議室	9:00～12:30	1,200	375	1時間につき (9:00～18:00)	190	200	3.5時間	830	200	69%	↓	1			
					12:30～17:00	1,800					4.5時間	1,040	260	58%					
					17:00～22:00	2,500	500				1時間につき (18:00～22:00)	210	230	5.0時間			1,130	280	45%
				小会議室・ 教養室	9:00～12:30	500	163	1時間につき (9:00～18:00)	180	190	3.5時間	790	190	158%					
					12:30～17:00	800					4.5時間	990	240	124%					
					17:00～22:00	1,000	200				1時間につき (18:00～22:00)	190	200	5.0時間			1,030	250	103%
				第1研修室	9:00～12:30	800	225	1時間につき (9:00～18:00)	180	190	3.5時間	790	190	99%					
					12:30～17:00	1,000					4.5時間	990	240	99%					
					17:00～22:00	1,500	300				1時間につき (18:00～22:00)	190	200	5.0時間			1,030	250	69%
				第2研修室	9:00～12:30	600	175	1時間につき (9:00～18:00)	180	190	3.5時間	790	190	132%					
					12:30～17:00	800					4.5時間	990	240	124%					
					17:00～22:00	1,200	240				1時間につき (18:00～22:00)	190	200	5.0時間			1,030	250	86%
23	17	商工業振 興施設	大宮織物ホール	大ホール	9:00～12:30	5,000	1,250	1時間につき (9:00～18:00)	1,020	1,120	3.5時間	4,480	1,120	90%	↓	1			
					12:30～17:00	5,000					4.5時間	5,610	1,400	112%					
					17:00～22:00	8,000	1,600				1時間につき (18:00～22:00)	1,070	1,170	5.0時間			5,830	1,450	73%
					9:00～17:00	12,000	—				—	—	—	—			—	—	
				大ホール予備室	9:00～12:30	300	75	1時間につき (9:00～18:00)	70	70	3.5時間	300	70	100%					
					12:30～17:00	300					4.5時間	380	90	127%					
					17:00～22:00	400	80				1時間につき (18:00～22:00)	70	70	5.0時間			380	90	95%
					9:00～17:00	700	—				—	—	—	—			—	—	

(単位：円)

NO	番号	施設の名称等			現時間等 区分	現使用料（税込）		新時間等 区分	新使用料		【参考2】				判定	施設数
						A	1時間あたり		（税別） B	（税込） C	使用時間 D	新使用料 E（B×D +消費税）	75%減額後 使用料 （税込）	改定率 C（E）÷A ×100		
		区分	名称	詳細												
24	15	商工業振 興施設	弥栄機業センター	和室	昼間1回	200	22	1時間につき （9:00～18:00）	180	190	9.0時間	1,780	440	890%	↑	1
					18:00～22:00	400	100	1時間につき （18:00～22:00）	190	200	4.0時間	830	200	208%		
				小会議室	昼間1回	150	17	1時間につき （9:00～18:00）	180	190	9.0時間	1,780	440	1187%		
					18:00～22:00	300	75	1時間につき （18:00～22:00）	190	200	4.0時間	830	200	277%		
				母子ホール	昼間1回	1,000	111	1時間につき （9:00～18:00）	230	250	9.0時間	2,270	560	227%		
					18:00～22:00	2,000	500	1時間につき （18:00～22:00）	350	380	4.0時間	1,540	380	77%		
25	2	集会施設	五十河地区基幹集落セン ター 野間地区基幹集落セン ター	集会場 ※	時間規定なし	無料	—	1時間につき （8:30～18:00）	70	70	—	—	10	皆増	↑	2
					時間規定なし	無料	—	1時間につき （18:00～22:00）	170	180	—	—	40	皆増		
				会議室等	時間規定なし	無料	—	1時間につき （8:30～18:00）	40	40	—	—	10	皆増		
					時間規定なし	無料	—	1時間につき （18:00～22:00）	100	110	—	—	20	皆増		
26	3	集会施設	久美浜林業センター 久美浜婦人センター 久美浜農業センター 久美浜機業センター 久美浜果樹センター 久美浜健康センター 久美浜ぎょそんセンター 久美浜福祉センター	集会場 ※	4時間未満（8:30 ～18:00）	450	79	1時間につき （8:30～18:00）	70	70	4.0時間	300	70	67%	↓	8
					4時間以上（8:30 ～18:00）	750					9.5時間	770	190	103%		
					18:00～22:00	750	188	1時間につき （18:00～22:00）	170	180	4.0時間	740	180	99%		
				会議室等	4時間未満（8:30 ～18:00）	300	47	1時間につき （8:30～18:00）	40	40	4.0時間	170	40	57%		
					4時間以上（8:30 ～18:00）	450					9.5時間	440	110	98%		
					18:00～22:00	450	113	1時間につき （18:00～22:00）	100	110	4.0時間	440	110	98%		

(単位：円)

NO	番号	施設の名称等			現時間等 区分	現使用料（税込）		新時間等 区分	新使用料		【参考2】				判定	施設数
		区分	名称	詳細		A	1時間あたり		(税別) B	(税込) C	使用時間 D	新使用料 E (B×D +消費税)	75%減額後 使用料 (税込)	改定率 C (E) ÷ A × 100		
27	4	公会堂	久美浜公会堂	公会堂	4時間未満 (8:30 ～18:00)	750	126	1時間につき (8:30～18:00)	110	120	4.0時間	480	120	64%	↓	1
					4時間以上 (8:30 ～18:00)	1,200					9.5時間	1,210	300	101%		
					18:00～22:00	1,200	300	1時間につき (18:00～22:00)	270	290	4.0時間	1,180	290	98%		
28	61	公民館	峰山地域公民館	大会議室	9:00～12:00	2,700	900	1時間につき (9:00～18:00)	890	970	3.0時間	2,930	730	109%	↓	1
					13:00～17:00	3,600					4.0時間	3,910	970	109%		
					18:00～22:00	3,600	900	1時間につき (18:00～22:00)	980	1,070	4.0時間	4,310	1,070	120%		
				練習室 講義室	9:00～12:00	900	300	1時間につき (9:00～18:00)	190	200	3.0時間	620	150	69%		
					13:00～17:00	1,200					4.0時間	830	200	69%		
					18:00～22:00	1,200	300	1時間につき (18:00～22:00)	210	230	4.0時間	920	230	77%		
				第1会議室	9:00～12:00	900	300	1時間につき (9:00～18:00)	180	190	3.0時間	590	140	66%		
					13:00～17:00	1,200					4.0時間	790	190	66%		
					18:00～22:00	1,200	300	1時間につき (18:00～22:00)	190	200	4.0時間	830	200	69%		
				和室 (Ⅰ)(Ⅱ) 第2会議室 展示室 視聴覚室	9:00～12:00	400	143	1時間につき (9:00～18:00)	180	190	3.0時間	590	140	148%		
					13:00～17:00	600					4.0時間	790	190	132%		
					18:00～22:00	600	150	1時間につき (18:00～22:00)	190	200	4.0時間	830	200	138%		
				調理実習室	9:00～12:00	1,200	400	1時間につき (9:00～18:00)	350	380	3.0時間	1,150	280	96%		
					13:00～17:00	1,600					4.0時間	1,540	380	96%		
					18:00～22:00	1,600	400	1時間につき (18:00～22:00)	350	380	4.0時間	1,540	380	96%		

(単位：円)

NO	番号	施設の名称等			現時間等 区分	現使用料（税込）		新時間等 区分	新使用料		【参考2】				判定	施設数
		区分	名称	詳細		A	1時間あたり		（税別） B	（税込） C	使用時間 D	新使用料 E（B×D +消費税）	75%減額後 使用料 （税込）	改定率 C（E）÷A ×100		
29	61	公民館	丹後地域公民館	大ホール	9:00～12:00	3,000	1,000	1時間につき (9:00～18:00)	1,020	1,120	3.0時間	3,360	840	112%	↑	1
					13:00～17:00	4,000					4.0時間	4,480	1,120	112%		
					18:00～22:00	4,000	1,000				4.0時間	4,700	1,170	118%		
				和室	9:00～12:00	400	143	1時間につき (9:00～18:00)	230	250	3.0時間	750	180	188%		
					13:00～17:00	600					4.0時間	1,010	250	168%		
					18:00～22:00	600	150				4.0時間	1,540	380	257%		
				101、201、 202会議室	9:00～12:00	400	143	1時間につき (9:00～18:00)	190	200	3.0時間	620	150	155%		
					13:00～17:00	600					4.0時間	830	200	138%		
					18:00～22:00	600	150				4.0時間	920	230	153%		
				調理実習室	9:00～12:00	1,200	400	1時間につき (9:00～18:00)	350	380	3.0時間	1,150	280	96%		
					13:00～17:00	1,600					4.0時間	1,540	380	96%		
					18:00～22:00	1,600	400				4.0時間	1,540	380	96%		
30	61	公民館	弥栄地域公民館	大ホール	9:00～12:00	3,000	1,000	1時間につき (9:00～18:00)	1,020	1,120	3.0時間	3,360	840	112%	↑	1
					13:00～17:00	4,000					4.0時間	4,480	1,120	112%		
					18:00～22:00	4,000	1,000				4.0時間	4,700	1,170	118%		
				大会議室	9:00～12:00	1,500	500	1時間につき (9:00～18:00)	230	250	3.0時間	750	180	50%		
					13:00～17:00	2,000					4.0時間	1,010	250	51%		
					18:00～22:00	2,000	500				4.0時間	1,540	380	77%		
				2階和室	9:00～12:00	400	143	1時間につき (9:00～18:00)	190	200	3.0時間	620	150	155%		
					13:00～17:00	600					4.0時間	830	200	138%		
					18:00～22:00	600	150				4.0時間	920	230	153%		
				会議室 1階和室	9:00～12:00	400	143	1時間につき (9:00～18:00)	180	190	3.0時間	590	140	148%		
					13:00～17:00	600					4.0時間	790	190	132%		
					18:00～22:00	600	150				4.0時間	830	200	138%		
				調理実習室	9:00～12:00	1,200	400	1時間につき (9:00～18:00)	350	380	3.0時間	1,150	280	96%		
					13:00～17:00	1,600					4.0時間	1,540	380	96%		
					18:00～22:00	1,600	400				4.0時間	1,540	380	96%		

(単位：円)

NO	番号	施設の名称等			現時間等 区分	現使用料（税込）		新時間等 区分	新使用料		【参考2】				判定	施設数
		区分	名称	詳細		A	1時間あたり		(税別) B	(税込) C	使用時間 D	新使用料 E (B × D + 消費税)	75%減額後 使用料 (税込)	改定率 C (E) ÷ A × 100		
31	64	その他社会教育関係施設	大宮ふれあい工房	1階展示・大研修室	8:30～12:00	4,000	1,067	1時間につき (8:30～18:00)	890	970	3.5時間	3,910	970	98%	↓	1
					13:00～17:00	4,000					4.0時間	3,910	970	98%		
					18:00～22:00	5,000	1,250	1時間につき (18:00～22:00)	980	1,070	4.0時間	4,310	1,070	86%		
				1階研修室	8:30～12:00	1,500	400	1時間につき (8:30～18:00)	180	190	3.5時間	790	190	53%		
					13:00～17:00	1,500					4.0時間	790	190	53%		
					18:00～22:00	1,800	450	1時間につき (18:00～22:00)	190	200	4.0時間	830	200	46%		
				1階染色実習室	8:30～12:00	500	—	1人につき (9:00～13:00)	270	290	—	—	—	58%		
					13:00～17:00	500	—	1人につき (13:00～17:00)	270	290	—	—	—	58%		
				1階陶芸実習室	8:30～12:00	300	—	1人につき (9:00～13:00)	270	290	—	—	—	97%		
					13:00～17:00	300	—	1人につき (13:00～17:00)	270	290	—	—	—	97%		
				2階会議室1	8:30～12:00	1,000	267	1時間につき (8:30～18:00)	180	190	3.5時間	790	190	79%		
					13:00～17:00	1,000					4.0時間	790	190	79%		
					18:00～22:00	1,200	300	1時間につき (18:00～22:00)	190	200	4.0時間	830	200	69%		
				2階会議室2 ※2	8:30～12:00	1,200	320	1時間につき (8:30～18:00)	180	190	3.5時間	790	190	66%		
					13:00～17:00	1,200					4.0時間	790	190	66%		
					18:00～22:00	1,500	375	1時間につき (18:00～22:00)	190	200	4.0時間	830	200	55%		
32	65	その他社会教育関係施設	いさなご工房	施設利用料	1人1回あたり（半日につき）	300	—	1人につき (9:00～13:00)	270	290	—	—	—	97%	↓	1
						300	—	1人につき (13:00～17:00)	270	290	—	—	—	97%		

(単位：円)

NO	番号	施設の名称等			現時間等 区分	現使用料（税込）		新時間等 区分	新使用料		【参考2】				判定	施設数
		区分	名称	詳細		A	1時間あたり		(税別) B	(税込) C	使用時間 D	新使用料 E (B×D +消費税)	75%減額後 使用料 (税込)	改定率 C (E) ÷ A ×100		
33	7	福祉セン ター・高 齢者福祉 施設	峰山総合福祉センター	コミュニティホール	9:00～12:30	4,000	1,125	1時間につき (9:00～18:00)	1,020	1,120	3.5時間	4,480	1,120	112%	↑	1
					12:30～17:00	5,000					4.5時間	5,610	1,400	112%		
					17:00～22:00	6,000	1,200	1時間につき (18:00～22:00)	1,070	1,170	5.0時間	5,830	1,450	97%		
				研修室	9:00～12:30	800	225	1時間につき (9:00～18:00)	190	200	3.5時間	830	200	104%		
					12:30～17:00	1,000					4.5時間	1,040	260	104%		
					17:00～22:00	1,200	240	1時間につき (18:00～22:00)	210	230	5.0時間	1,130	280	94%		
				和室1・和室 2	9:00～12:30	600	175	1時間につき (9:00～18:00)	180	190	3.5時間	790	190	132%		
					12:30～17:00	800					4.5時間	990	240	124%		
					17:00～22:00	1,000	200	1時間につき (18:00～22:00)	190	200	5.0時間	1,030	250	103%		
34	8	福祉セン ター・高 齢者福祉 施設	網野高齢者すこやかセン ター	和室等	4時間以上 (10:00～19:00)	2,000	222	1時間につき (10:00～18:00)	180	190	9.0時間	1,790	440	90%	↓	1
					4時間未満 (10:00～19:00)	1,000					4.0時間	790	190	79%		
					－	－					1時間につき (18:00～19:00)	190	200	4.0時間		
35	9	福祉セン ター・高 齢者福祉 施設	網野社会参加交流ハウス	囲炉裏の間	4時間以上 (10:00～22:00)	2,000	167	1時間につき (10:00～18:00)	190	200	12.0時間	2,590	640	130%	↓	1
					4時間未満 (10:00～22:00)	1,000					4.0時間	830	200	83%		
					－	－					1時間につき (18:00～22:00)	210	230	4.0時間		
				掘りごたつ の間・畳の 間・陶芸室	4時間以上 (10:00 ～22:00)	2,000	167	1時間につき (10:00～18:00)	180	190	12.0時間	2,420	600	121%		
					4時間未満 (10:00 ～22:00)	1,000					4.0時間	790	190	79%		
					－	－					1時間につき (18:00～22:00)	190	200	4.0時間		
36	10	福祉セン ター・高 齢者福祉 施設	弥栄生きがい交流セン ター	レクリエー ション室	8:30～17:00	無料	－	1時間につき (8:30～17:00)	70	70	－	－	10	皆増	↑	1
				和室等				1時間につき (8:30～17:00)	40	40	－	－	10	皆増		

(案)

参考資料⑤
議案第 124～131 号関係

(別記)

京丹後市公の施設の使用料等の減免の基準に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、京丹後市が設置する公の施設の使用料等の減額又は免除（以下「減免」という。）の基準等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「公の施設」とは、別表第1に掲げる施設をいう。

2 この規則において「使用料等」とは、公の施設の利用に係る使用料、冷暖房料（暖房器具を含む。）及びその他附属設備の使用料をいう。

3 この規則において「障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日付厚生省発児第156号厚生省事務次官通知)に基づき療育手帳の交付を受けている者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (4) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条に規定する戦傷病者手帳の交付を受けている者

4 この規則において「障害者等」とは、障害者及びその家族並びに障害者及びその家族を支援する者をいう。

(使用料等の減免基準)

第3条 使用料等の減免基準は、別表第2のとおりとする。ただし、当該基準により難い場合において市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表第1（第2条関係）

公の施設

公の施設	根拠規定	備考
1 集落センター	京丹後市集落センター条例（平成16年条例第22号）第2条	
2 弥栄機業センター	京丹後市弥栄機業センター条例（平成16年条例第29号）第2条	
3 久美浜公会堂	京丹後市久美浜公会堂条例（平成16年条例第30号）第2条	
4 久美浜婦人センター	京丹後市久美浜婦人センター条例（平成16年条例第31号）第2条	
5 久美浜林業センター	京丹後市久美浜林業センター条例（平成16年条例第32号）第2条	
6 久美浜農業センター	京丹後市久美浜農業センター条例（平成16年条例第33号）第2条	
7 久美浜機業センター	京丹後市久美浜機業センター条例（平成16年条例第34号）第2条	
8 久美浜果樹センター	京丹後市久美浜果樹センター条例（平成16年条例第35号）第2条	
9 久美浜健康センター	京丹後市久美浜健康センター条例（平成16年条例第36号）第2条	
10 久美浜ぎょそんセンター	京丹後市久美浜ぎょそんセンター条例（平成16年条例第37号）第2条	
11 学校体育施設等	京丹後市立学校体育施設等の利用等に関する条例（平成16年条例第108号）第2条	
12 公民館	京丹後市公民館条例（平成16年条例第113号）第2条	

13 工房	京丹後市いさなご工房条例（平成１６年条例第１１５号）第２条	障害者の利用に限る。
14 マスターズビレッジ	京丹後市マスターズビレッジ条例（平成１６年条例第１１６号）第２条	展示・大研修室、研修室、会議室１、会議室２及びふれあいスポーツ広場並びに障害者の利用に限る。
15 社会体育施設	京丹後市社会体育施設条例（平成１６年条例第１２０号）第２条	
16 総合福祉センター	京丹後市峰山総合福祉センター条例（平成１６年条例第１２８号）第２条	
17 久美浜福祉センター	京丹後市久美浜福祉センター条例（平成１６年条例第１３０号）第２条	
18 高齢者すこやかセンター	京丹後市網野高齢者すこやかセンター条例（平成１６年条例第１３６号）第２条	和室１、和室２及び談話室並びに障害者の利用に限る。
19 社会参加交流ハウス	京丹後市網野社会参加交流ハウス条例（平成１６年条例第１３７号）第２条	
20 生きがい交流センター	京丹後市弥栄生きがい交流センター条例（平成１６年条例第１４０号）第２条	
21 総合営農指導拠点施設	京丹後市アグリセンター大宮条例（平成１６年条例第１６７号）第２条	
22 林業総合センター	京丹後市峰山林業総合センター条例（平成１６年条例第１７４号）第２条	小会議室及び中会議室並びに障害者の利用に限る。
23 織物センター	京丹後市織物センター条例（平成１６年条例第１７７号）第２条	

24 天女の里交流施設	京丹後市天女の里交流施設条例（平成１６年条例第１８０号）第２条	加工研究室、地域特産物製造室、研修室及び体験実習室並びに市長が特に必要があると認めるときのテントベース及びフリーサイトの利用に限る。
25 小町公園	京丹後市小町公園条例（平成１６年条例第１８１号）第２条	研修室、宿泊利用を除くイベント展望ゾーン及び市長が特に必要があると認めるときの宿泊（キャンプ利用）並びに障害者の利用に限る。
26 京丹後市丹後半島森林公園を構成する各施設	京丹後市丹後半島森林公園条例（平成１６年条例第１８５号）第２条	京丹後市丹後半島森林公園テニスコート、京丹後市スイス村高原休養センター休養室、京丹後市スイス村体験交流宿泊施設「風のがっこう京都」会議室及び市長が特に必要があると認めるときの京丹後市丹後半島森林公園オ

		ートキャンプ場並びに京丹後市スイス村高原休養センター入浴の障害者の利用に限る。
27 豪商「稲葉本家」	京丹後市久美浜豪商「稲葉本家」条例（平成１６年条例第１８８号）第２条	
28 かぶと山虹の家	京丹後市かぶと山虹の家条例（平成１６年条例第１８９号）第２条	多目的ホール全面利用及び障害者の利用に限る。
29 都市公園	京丹後市都市公園条例（平成１６年条例第１９４号）第２条	京丹後はごろも陸上競技場一部利用を除く有料施設及び障害者の利用に限る。
30 京丹後市てんきてんき村関連施設	京丹後市てんきてんき村関連施設条例（平成１７年条例第４９号）第２条	はしうど荘宿泊利用を除く個室及び研修室、伝習館、キャンプ利用を除くてんきてんき村多目的広場、宇川温泉よし野の里大広間、加工試作室、ゲートボール場及び宿泊棟広間、市長が特に必要があると認めるときのてんきて

		んき村オートキャンプ場、てんきてんき村多目的広場キャンプ利用及び高嶋園地オートキャンプ場並びにはしうど荘及び宇川温泉よし野の里浴室の障害者の利用に限る。
31 カヌーセンター	京丹後市久美浜湾カヌーセンター条例（令和２年条例第５３号）第２条	施設等を占有する場合及び障害者の利用に限る。

別表第２（第３条関係）

使用料等の減免基準

減免基準	減免対象	減免割合
1 市が主催又は共催して利用するとき	使用料等	免除
2 国又は他の地方公共団体が利用するとき	使用料等	免除
3 市内の小学校、中学校、保育所及び認定こども園が教育又は保育を目的として利用するとき	使用料等	免除
4 市内の自治会又は地区の公民館が利用するとき	使用料	免除

5 市長が認める中学生以下、半数以上を65歳以上の市民又は障害者等で構成する団体が団体の設立目的に沿った活動に利用するとき	使用料等（中学生以下で構成する団体）	免除
	使用料（65歳以上の市民で構成する団体及び障害者等で構成する団体）	免除
6 市長が認める社会福祉団体、社会教育団体、社会体育団体又は地域住民で組織する自主的な活動を行っている団体が団体の設立目的に沿った活動に利用するとき	使用料	100分の75
7 市外の小学校、中学校、保育所及び認定こども園等が教育又は保育を目的として利用するとき、又は市内の高等学校が教育を目的として利用するとき	使用料	100分の50
8 障害者（当該者1人につき介助者1人を含む。）が利用するとき	個人を使用単位とする使用料	100分の50
9 市長が特に必要があると認めるとき	使用料等	市長が認める割合

備考

- 1 減免対象が使用料である場合において、総合福祉センターの移動観覧席使用料並びに総合営農指導拠点施設のステージ照明設備及び移動観覧席使用料（以下「特殊設備使用料」という。）については100分の50を減額するものとし、附属設備の使用料はこの表で定める減免割合を減額するものとする。

- 2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき指定管理者が管理する施設については、指定管理者がこの表に準じて減免することができるものとする。
- 3 営利を目的として利用する場合又は入場料その他これに類する料金を徴収して利用する場合は、減免しないものとする。
- 4 減額後の使用料等は、次の表に掲げる算式により算出した額の合計額に対して課される消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を加算した額（当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。

A：消費税等相当額加算前の使用料及び附属設備の使用料	$A - A \times B + C \times 50 / 100 + D$
B：別表第2で定める減免割合	※ $A \times B$ において、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
C：特殊設備使用料	
D：冷暖房料（暖房器具を含む。）	

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、令和5年4月1日以後の利用に係る使用料の減免について適用する。